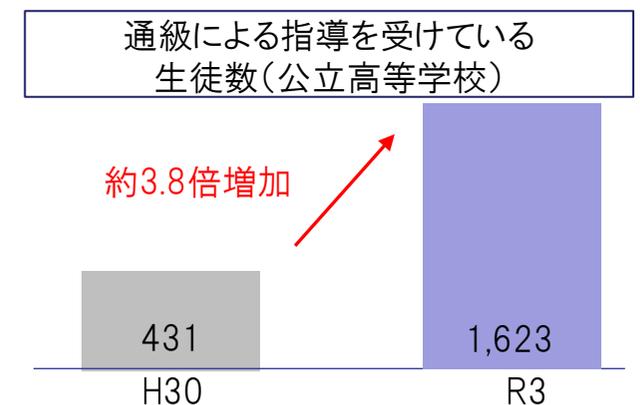
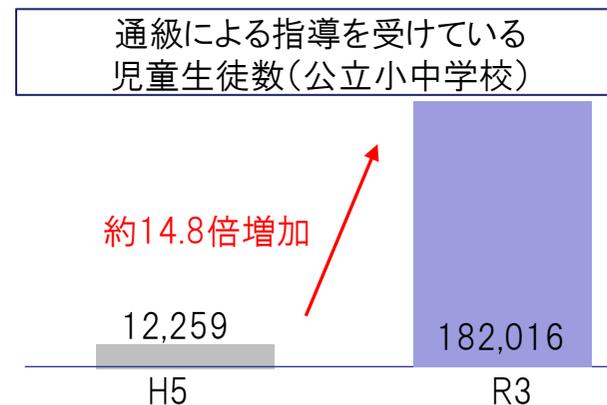
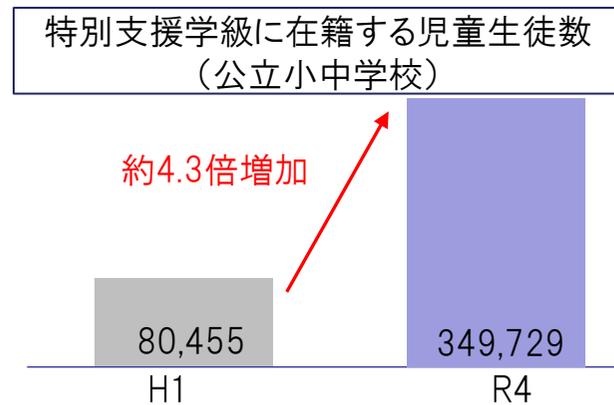
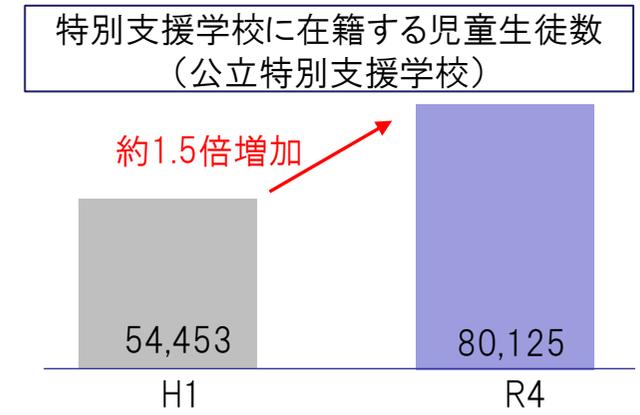
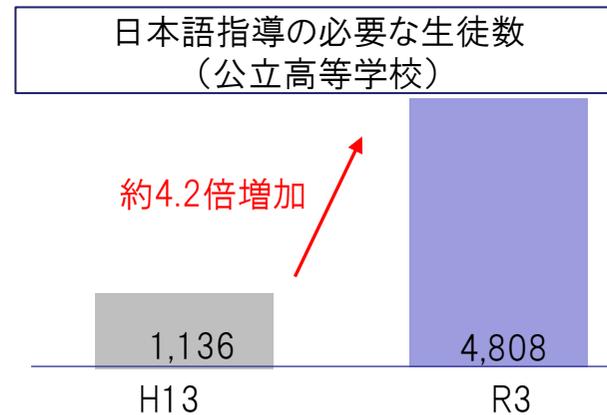
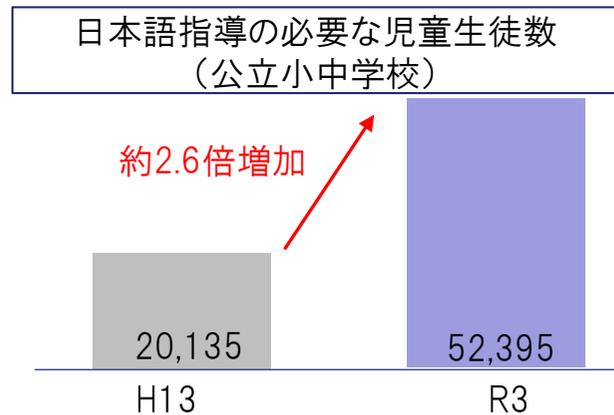
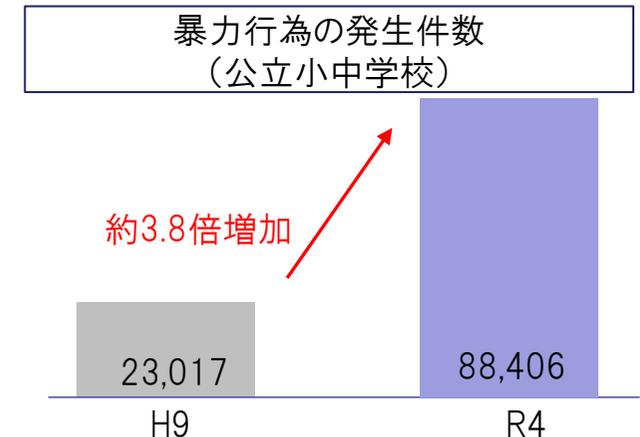
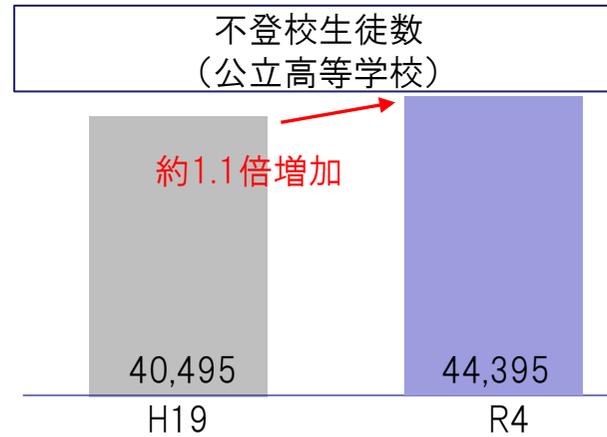
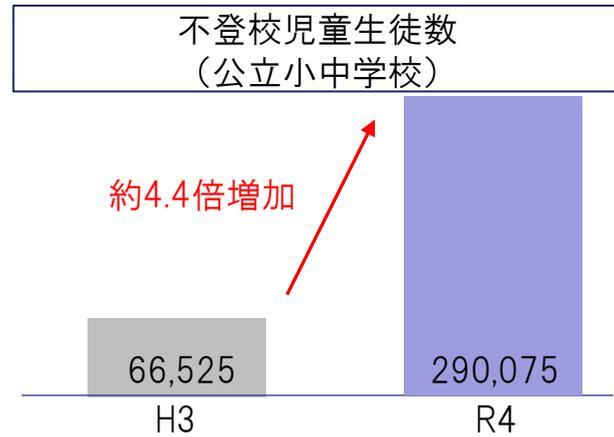


# 教職員配置の在り方等に関する 関連資料

# **(1) 学校や教職員をめぐる状況 について**

# 学校が抱える様々な教育課題の状況

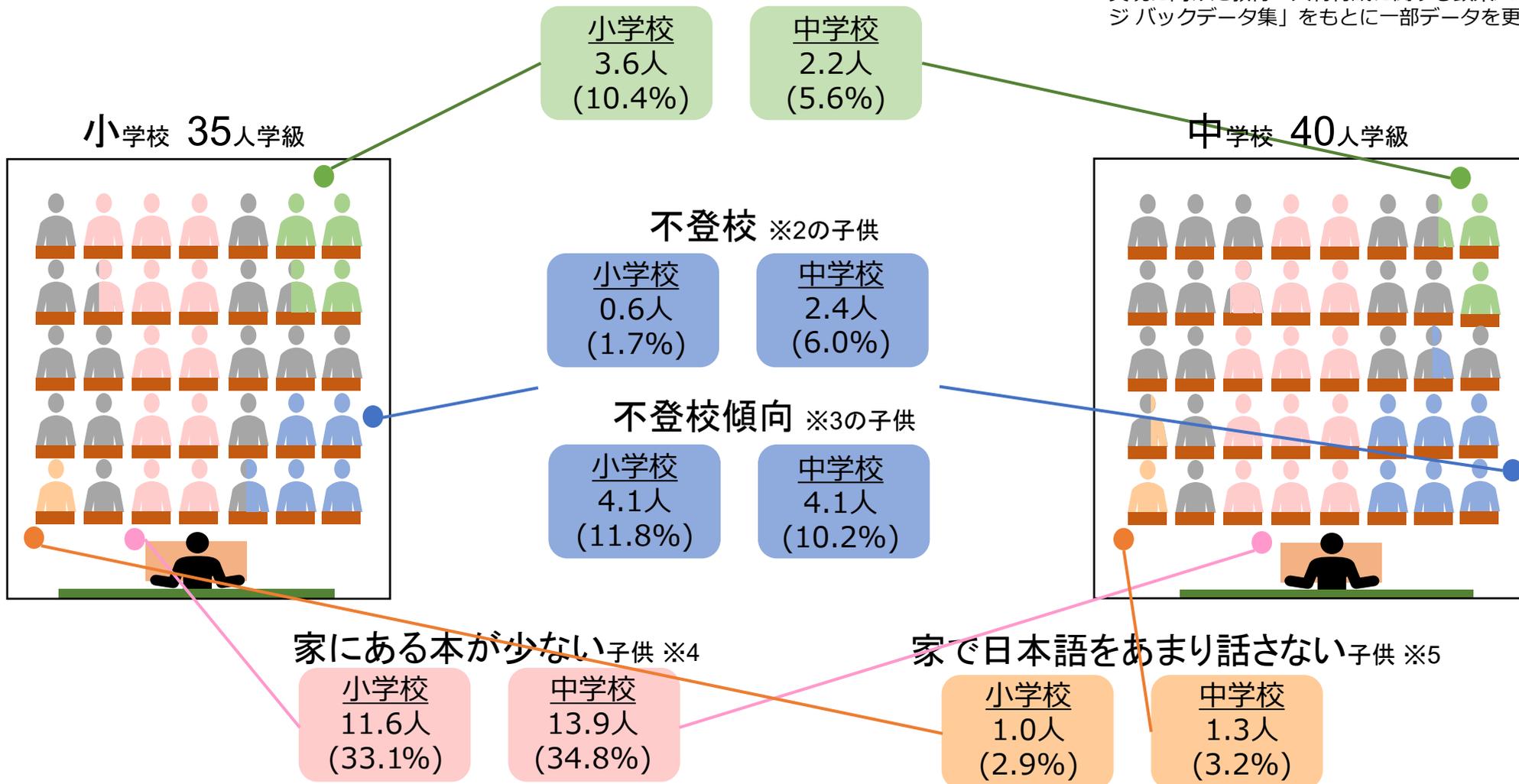


(出典) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査、学校基本調査、通級による指導実施状況調査結果、

# 教室の中にある多様性

学習面又は行動面で著しい困難を示す子供 ※1

「総合科学技術・イノベーション会議 Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ バックデータ集」をもとに一部データを更新



※1 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 令和4年12月(文部科学省)

※2 令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

※3 不登校傾向にある子どもの実態調査(日本財団)

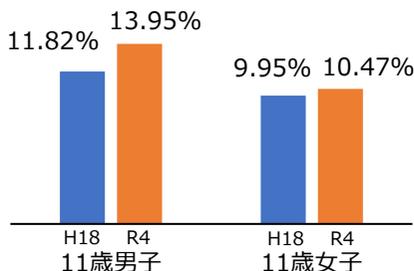
※4 令和5年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙(あなたの家には、およそどれくらい本がありますか。)において、「0~10冊」又は「11~25冊」と答えた割合

※5 令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙(あなたは、家でどれくらい日本語を話しますか。)において、「全く話さない」又は「ときどき話す」と答えた割合

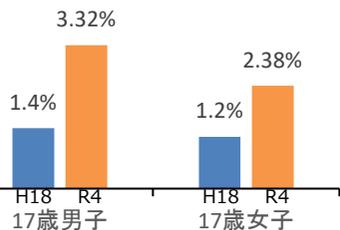
# 多様化・複雑化する健康や食に関する課題への対応について

## 健康課題の概況

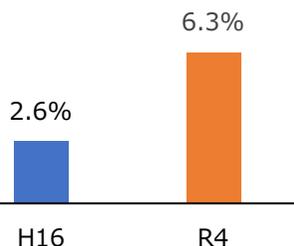
肥満傾向児※1



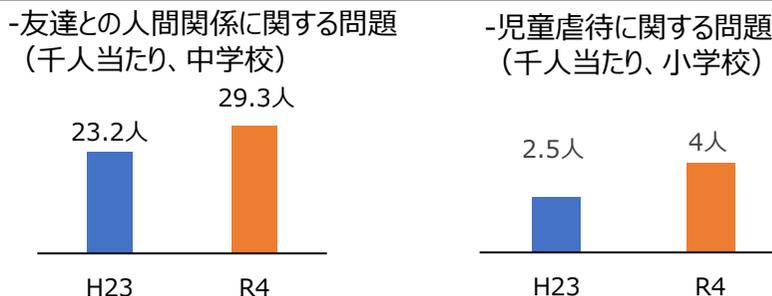
痩身傾向児※1



食物アレルギーの有病率  
(小中高など) ※2



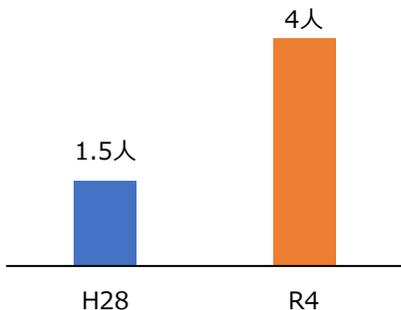
養護教諭が過去1年に把握した心の健康に関する状況※3



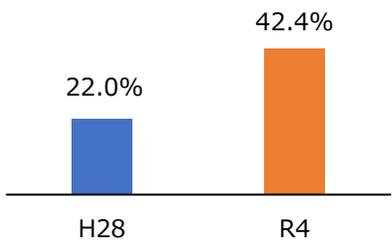
## 学校保健に関する職務をとりまく環境の変化

○児童生徒の心身の健康課題が多様化・複雑化し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師をはじめとする地域の専門家とも連携しながら、よりきめ細かな支援が求められている。

-養護教諭が「心身の健康問題」で継続支援した児童生徒数が増加 ※3  
【1校当たりの月別実人数の平均(9月)】



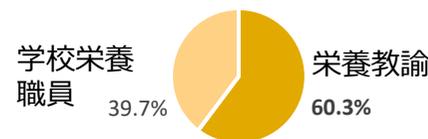
-個別の保健指導を要する児童生徒の割合が増加 ※3  
【保健室利用児童生徒のうち、個別の保健指導を要した児童生徒の割合】



## 食に関する職務をとりまく環境の変化

○平成17年に、学校給食の管理、食育の中心的な推進役の役割を担う栄養教諭の制度が創設され、配置が進められてきた。

-公立義務教育諸学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置割合 (R4) ※4



○完全給食実施率が向上する中、平成27年には「学校給食におけるアレルギー対応指針」も定められ、学校給食における除去食や代替食での対応を含め、食物アレルギーへの丁寧な対応が求められている。

○平成17年に、食育基本法が制定され、5カ年の食育推進基本計画が作成されるなど、学校における食育の充実が求められている。

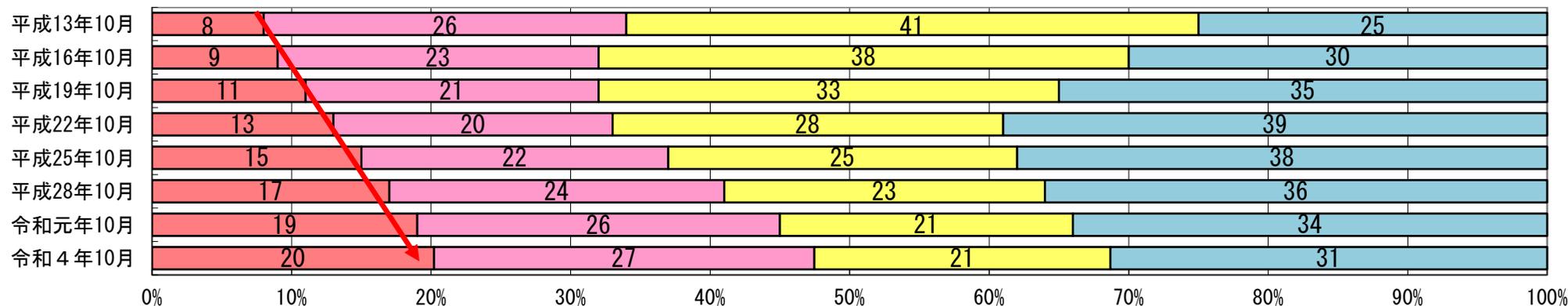
【出典】※1: 学校保健統計調査(平成18年度、令和4年度)(注: R4年度については、例年と調査時期が異なるため、単純な比較はできないことに留意)、※2: 令和4年度アレルギー疾患に関する調査報告書((公財)日本学校保健会)、※3: 保健利用状況に関する調査報告書(平成28年度、令和4年度)((公財)日本学校保健会)(注: R4年調査に係る値は暫定値)、※4: 令和4年度学校基本調査

○肥満・痩身、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題など、児童生徒は多様な課題を抱えている。心身の不調の背景には、いじめ、児童虐待、貧困などの問題が関わっていることもあり、児童生徒が抱える現代的な健康課題は多様化・複雑化しており、個に応じた継続的な指導・支援の充実が求められている。また、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣の形成のほか、食品ロス削減をはじめとした現代的な課題に対応した食育も重要。

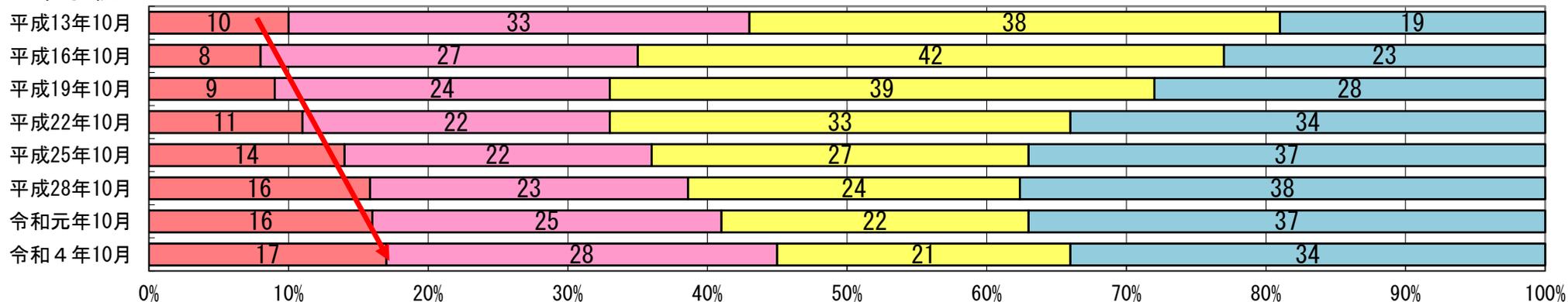
○学校においては、「教師」としてと同時に他の教諭等とは異なる専門性を有する養護教諭及び栄養教諭を中心に、それらの子供たちの健康課題に対する個別的な対応を行っている。

# 公立学校教員の年齢別構成割合 推移

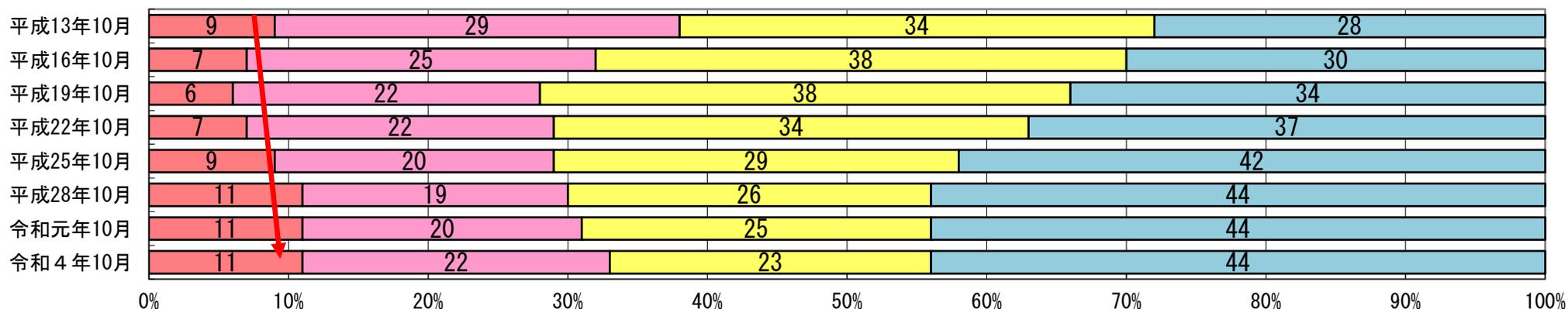
## 《小学校》



## 《中学校》



## 《高等学校》



■ 20歳台
■ 30歳台
■ 40歳台
■ 50歳以上

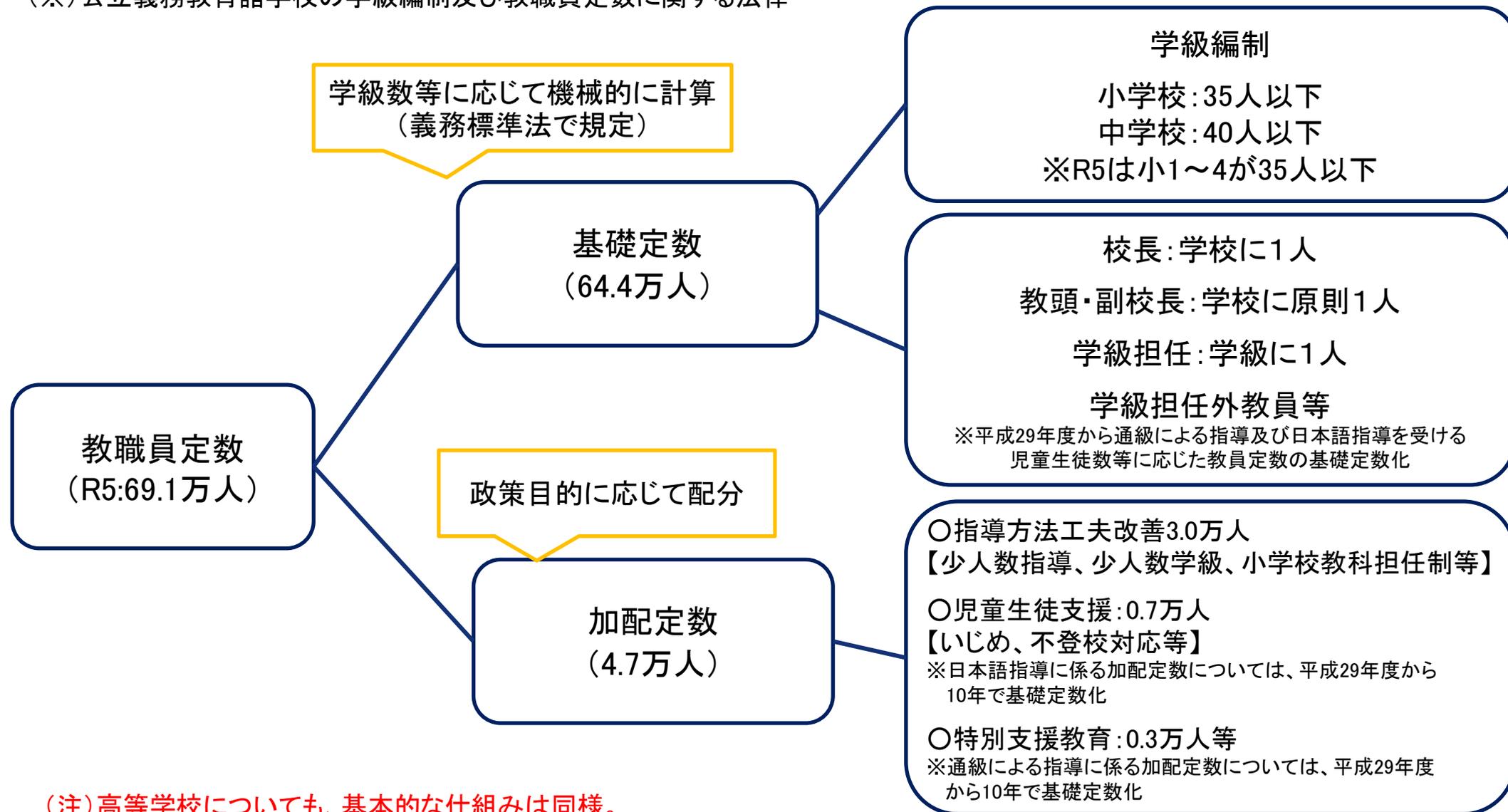
(出典) 学校教員統計調査報告書 ※令和4年10月の数値は速報値。

## **(2) 教職員定数等の制度概要、 教職員配置状況について**

# 公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）

- 義務標準法(※)において、都道府県・指定都市ごとの教職員定数の標準を算定。
- 都道府県・指定都市は、算定された教職員定数を踏まえ、弾力的な教職員配置が可能。

(※) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律



(注) 高等学校についても、基本的な仕組みは同様。

# 義務標準法に基づく小・中学校の教職員定数算定イメージ（12学級規模の例）

## 小学校

校長



1校に1人

副校長  
(教頭)



1校に1人

教諭等

・学級担任



各学級に1人

・専科指導等

1.5人



音楽・図画工作等の  
専科指導を想定

・少人数指導等

0.5人

少人数指導やT・T  
等を想定

・通級指導

1人

※対象児童が13人  
以上と仮定

障害に応じた特別の  
指導実施分

養護教諭

1人



1校に1人

栄養教諭

0.25人



児童数549人以下は  
4校に1人  
(兼務を想定)

事務職員



1校に1人

加配教職員 **1~2人程度**



専科指導や生徒指導  
対応など

## 中学校

校長



1校に1人

副校長  
(教頭)



1校に1人

教諭等

・教科担任



10教科等の教科担任  
のうち12人が学級  
担任を兼務

・少人数指導等

0.5人



少人数指導やT・T  
等を想定

・通級指導

1人

※対象生徒が13人  
以上と仮定

障害に応じた特別の  
指導実施分

養護教諭

1人



1校に1人

栄養教諭

0.25人



児童数549人以下は  
4校に1人  
(兼務を想定)

事務職員



1校に1人

加配教職員 **1~2人程度**



専科指導や生徒指導  
対応など

# 学校規模別教職員定数の算定（例）

## 【小学校】

（単位：人）

学級数	校長	副校長 ・教頭	教諭					教員計	養護教諭 (※1)	栄養教諭 (※1)	事務職員	合計
			学級担任	担任外	生徒指導	指導方法 工夫改善 (※1)	小計					
3学級	1	-	3	0.75	-	-	3.75	4.75	1	0.25	0.75	6.75
6学級	1	0.75	6	1	-	0.25	7.25	9	1	0.25	1	11.25
12学級	1	1	12	1.5	-	0.5	14	16	1	0.25	1	18.25
18学級	1	1	18	2.6	-	0.75	21.35	23.35	1	1	1	26.35
24学級	1	1	24	3	-	1	28	30	1	1	1	34
30学級	1	2	30	3.5	0.5	1	35	38	2	1	2	43
36学級	1	2	36	3.9	0.5	1.25	41.65	44.65	2	1	2	49.65
42学級	1	2	42	4.5	0.5	1.25	48.25	51.25	2	1	2	56.25

※1 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭、栄養教諭については、児童数に応じて算定されるが、1学級35人在籍、給食単独実施校と仮定して算出。

※2 他に、教諭の少人数指導等の加配定数や養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数などがある。

# 学校規模別教職員定数の算定（例） 【中学校】

（単位：人）

学級数	校長	副校長・教頭	教諭				教員計	養護教諭 (※1)	栄養教諭 (※1)	事務職員	合計
			教科担任	生徒指導	指導方法 工夫改善 (※1)	小計					
3学級	1	0.5	7.5	-	-	7.5	9	1	0.25	0.75	11
6学級	1	1	9.5	-	0.25	9.25	11.75	1	0.25	1	14
9学級	1	1	14.5	-	0.5	15	17	1	0.25	1	19.25
12学級	1	1	17.9	-	0.5	18.4	20.4	1	0.25	1	22.65
15学級	1	1	22.5	-	0.75	23.25	25.25	1	1	1	28.25
18学級	1	1	27	1	0.75	38.75	40.75	1	1	1	33.75
21学級	1	1	31.6	1	1	33.6	35.6	2	1	2	40.6
24学級	1	2	35.5	1	1	37.5	40.5	2	1	2	45.5
27学級	1	2	40	1	1	42	45	2	1	2	50
30学級	1	2	44.5	1.5	1.25	47.25	50.25	2	1	2	55.25
33学級	1	2	49	1.5	1.25	51.75	54.75	2	1	2	59.75
36学級	1	2	52.5	1.5	1.25	55.25	58.25	2	1	2	63.25

※1 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭、栄養教諭については、生徒数に応じて算定されるが、1学級40人在籍、給食単独実施校と仮定して算出。

※2 他に、教諭の少人数指導等の加配定数や養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数などがある。

# 公立小中学校等の教職員定数算定一覧（義務標準法）

## (1)基礎定数【法第6～14条】

### 小・中学校

①校長(第6条の2) 学校に1人

②教諭等(第7条1項第1号(※学級数に応じて算定))

・小学校	1学級及び2学級の学校の学級総数 × 1.000	・中学校	1学級の学校の学級総数 × 4.000
	3学級及び4学級の学校の学級総数 × 1.250		2学級の学校の学級総数 × 3.000
	5学級の学校の学級総数 × 1.200		3学級の学校の学級総数 × 2.667
	6学級の学校の学級総数 × 1.292		4学級の学校の学級総数 × 2.000
	...		...

③教諭等(第7条第1項2～9号(※②に加え、学校規模等に応じて算定))

・教頭(副校長)の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 24学級以上の学校に+1人

・生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校に1/2人

中学校 18～29学級の学校に1人  
30学級以上の学校に3/2人

■少数指導等の担当教員

児童生徒数	200人から299人までの学校数 × 0.25
	600人から799人までの学校数 × 0.75
	1200人以上の学校数 × 1.25

300人から599人までの学校数 × 0.5
800人から1,199人までの学校数 × 1.00

■障害に応じた特別の指導(通級による指導)担当教員 13人に1人 ※

■日本語指導担当教員 18人に1人 ※

■初任者研修担当教員 6人に1人 ※

※平成29年度～令和8年度の10年間で段階的に実施

■平成29年義務標準法改正により新設

# 公立小中学校等の教職員定数算定一覧（義務標準法）

## 小・中学校

・分校の管理責任者 分校に1人

### ・寄宿舎舎監担当

寄宿児童生徒数 40人以下 の学校に1人  
" 41～80人の学校に2人  
" 81～120人の学校に3人  
" 121人以上 の学校に4人

### ④養護教諭(第8条)

・3学級以上の学校に1人

#### ・複数配置

小学校 児童数851人以上の学校に+1人 中学校 生徒数801人以上の学校に+1人

・医師の常駐する医療機関（病院又は診療所）のない市町村又は離島で、2学級以下の小・中学校の存する場合に1人

### ⑤栄養教諭・学校栄養職員(第8条の2)

・給食単独実施校 児童生徒数 549人以下の学校に 1/4人  
" 550人以上の学校に 1人

児童生徒数549人以下の単独実施校のみを1校から3校設置する市町村に1人（※「上記549人以下の学校に1/4人」とは重複しない。）

・共同調理場 児童生徒数 1500人以下の場合 1人  
" 1501～6000人の場合 2人  
" 6001人以上の場合 3人

### ⑥事務職員(第9条)

・3学級の学校に3/4人  
・4学級以上の学校に1人

#### ・複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人  
中学校 21学級以上の学校に+1人

・就学援助を受ける児童生徒が100人以上で、かつ当該学校の全校児童生徒数の25%以上を占める場合+1人

# 公立小中学校等の教職員定数算定一覧（義務標準法）

## 特別支援学校(小・中学部)

①校長定数（第10条の2） 学校数 × 1人

②教諭等定数（第11条）

・学級数に応じた定数 小・中学校に準拠（※小学部5学級以下は、小学校より配置率が高い。）

（例）24学級の小学部 24学級×1.165=28人（副校長・教頭1人を含む）

・特別支援学校の特色に応じた定数

教育相談担当教員	児童生徒数	101～150人	1人
		151～200人	2人
		201以上	3人

自立活動担当教員

視覚障害・聴覚障害特別支援学校 4人+7学級以上の学校ごとに、4学級増すごとに1加算

知的障害・病弱特別支援学校 5人+7学級以上の学校ごとに、4学級増すごとに1加算

肢体不自由特別支援学校 7人+7学級以上の学校ごとに、3学級増すごとに1加算

■日本語指導担当教員 児童生徒数 18人につき1人 ※

■初任者研修担当教員 対象教員 6人につき1人 ※

※平成29年度～令和8年度の10年間で段階的に実施

■平成29年義務標準法改正により新設

・分校の管理責任者 分校に1人

・寄宿舎舎監

寄宿児童生徒数80人以下の学校に2人、81～200人までの学校に3人、201人以上の学校に4人

③養護教諭定数（第12条）

学校数 × 1 複数配置 児童生徒数 61人以上に+1人

④寄宿舎指導員定数（第13条）

肢体不自由以外 寄宿児童生徒数 × 1 / 5人（※）

肢体不自由 " × 1 / 3人（※） ※最低保障 1校当たり12人

⑤栄養教諭及び学校栄養職員定数（第13条の2）

学校給食実施校 × 1人

⑥事務職員（第14条）

小学部の数 × 1人 中学部の数 × 1人

# 公立小中学校等の教職員定数算定一覧（義務標準法）

## (2) 加配定数【法第7条2項、15条】

### ① 教諭等

- ・ 指導方法工夫改善(第7条第2項)  
少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導。
- ・ 児童生徒支援(第15条第2号)  
いじめ、不登校や問題行動への対応のほか、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮。
- ・ 特別支援教育(第15条第3号)  
通級による指導への対応や、特別支援学校のセンター的機能強化等。
- ・ 主幹教諭(第15条第4号)  
主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能強化。
- ・ 研修等定数(第15条第6号)  
資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究等。

### ② 養護教諭(第15条第2号)

いじめ、保健室登校など心身の健康への対応。

### ③ 栄養教諭・学校栄養職員(第15条第2号)

肥満・偏食など食の指導への対応。

### ④ 事務職員(第15条第5号)

学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化。

### ・ 市町村合併支援(第15条第1号)

市町村合併に伴う学校統合のための教育上特別な配慮。

# 公立高等学校等の教職員定数算定一覧（高校標準法）

## 高等学校

- 校長定数(第8条) 学校数×1
- 副校長、教頭定数(第9条第1項第1号)
 

收容定員が201人以上の課程数	×1
“ 681人以上複数学科設置課程数	×1
“ 921人以上の複数学科設置課程以外の課程数	×1

通信課程数×1

- 主幹教諭、指導教諭及び教諭等定数(第9条第1項第2号等) (1)～(6)の合計数

(1) 全日制			定時制			通信制		
收容定員が40人以下の課程の收容定員の総数	÷ 8		收容定員が40人以下の課程の收容定員の総数	÷ 8		生徒数が	1～ 600人	÷46.2
41～ 80人	“ ÷11.4		41～ 80人	“ ÷11.4		“	601～1200人	÷66.7
81～120人	“ ÷15		81～120人	“ ÷15		“	1201人以上	÷100
121～240人	“ ÷16		121～240人	“ ÷18.5		(注)各課程ごとに、生徒数を上記の各段階に区分して各段階ごとに算定した数を合計する。		
241～280人	“ ÷16.4		241～280人	“ ÷19.3				
281～400人	“ ÷17.1		281～440人	“ ÷20.7				
⋮			⋮					

- (2)習熟度別指導・少人数指導

全日制				定時制			
收容定員が	321～ 560人の課程数	×1		收容定員が	441～ 920人の課程数	×1	
“	561～ 680人	“ ×2		“	921人以上	“ ×2	
“	681～1040人	“ ×3					
“	1041～1160人	“ ×4					
“	1161人以上	“ ×5					

# 公立高等学校等の教職員定数算定一覧（高校標準法）

- (3)通信制課程の大規模校加算
- |      |                |   |    |
|------|----------------|---|----|
| 生徒数が | 2401～3000人の課程数 | × | 1  |
| 〃    | 3001～3600人     | 〃 | ×2 |
| 〃    | 3601人以上        | 〃 | ×3 |

(4)生徒指導担当(進路指導・教育相談担当)

全日制		定時制		通信制					
收容定員が	681～1040人の課程数	×	1	收容定員が	441人以上の課程数	×	1		
〃	1041人以上	〃	×2				課程数	×	1

(5)その他学科に応じた加算

※その他に農・水・工に関する学科、商業・家庭に関する学科、情報に関する学科、美術・音楽・体育に関する学科、理数科、衛生看護科、福祉科、外国語関係学科・国際関係学科、総合学科のそれぞれの学科の收容定員等を考慮して個別に教員定数を加算。

(6)寄宿舎舎監定数

寄宿舎生徒数51人以上 × 1

○養護教諭定数（第10条）

- |       |                   |      |   |   |
|-------|-------------------|------|---|---|
| 收容定員が | 81～800人の全日制課程数    | （本校） | × | 1 |
| 〃     | 121～800人の定時制課程数   | （本校） | × | 1 |
| 〃     | 801人以上の全日制・定時制課程数 | （本校） | × | 2 |

○実習助手定数（第11条）

- |       |                     |   |   |   |
|-------|---------------------|---|---|---|
| 收容定員が | 201～960人の全日制・定時制課程数 | × | 1 |   |
| 〃     | 961人以上              | 〃 | × | 2 |

※その他に農・水・工に関する学科、商業・家庭に関する学科、情報学科、理数科、衛生看護科、自営者養成農業高校で半年以上の宿泊を伴う教育を行っている学校、総合学科のそれぞれの学科の收容定員等を考慮して個別に実習助手定数を加算。

# 公立高等学校等の教職員定数算定一覧（高校標準法）

## ○事務職員定数（第12条）

全日制・定時制の課程数 × 1 + (収容定員が201人以上の課程の収容定員 - 200) ÷ 360

収容定員が441人以上の全日制・定時制課程数 × 1

農・水・工に関する学科の収容定員が201人以上の全日制・定時制課程数 × 1

通信制課程の生徒数 ÷ 400

※その他に総合学科、単位制校の収容定員等を考慮して個別に事務職員定数を加算。

## 特別支援学校(高等部)

①校長定数（第16条） 高等部のみを置く学校数 × 1

②教頭定数（第17条第1号）

6学級以上の高等部のみを置く学校数 × 1 + 小・中・高等部で27学級以上の学校数（小・中学部で27学級以上は除く） × 1

②教員定数（第17条第2号等）

・学級数 × 2

・生徒指導担当 6～17学級の高等部 × 1 18学級以上の高等部 × 2

・専門教育を主とする学科数 × 2

養護特別支援学校（※）の高等部（専門学科のみを置くものを除く） × 2

〃（専門学科のみのもの） × 1

※知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

視覚障害（保健医療科数）、聴覚障害（産業工芸科数、被服科数、理容・美容科数）、

養護特別支援学校（普通科数） × 1

・自立活動担当教員

視覚障害、聴覚障害、知的障害、病弱 × 1

肢体不自由 × 3

4～9学級の高等部に1人、10学級以上6学級増すごとに1人増

高等部のみを置く学校数 × 1

・寄宿舎舎監定数

寄宿舎児童生徒数 80人以下 × 2、81～200人 × 3、201人以上 × 4 — 小・中学部の寄宿舎定数

# 公立高等学校等の教職員定数算定一覧（高校標準法）

## ③養護教諭定数（第18条）

高等部のみを置く学校数 × 1 + 小・中・高等部で61人以上の学校数（小・中学部で61人以上は除く）  
× 1

## ④実習助手定数（第19条）

専門教育を主とする学科数 × 2

養護特別支援学校の高等部数（専門学科のみを置くものを除く） × 2

## ⑤寄宿舍指導員定数（第20条）

肢体不自由以外 寄宿舍生徒数 × 1 / 5

肢体不自由 " × 1 / 3

最低保障 1校当たり 1.2

## ⑥事務職員定数（第21条）

高等部数 × 2

### 加配定数

#### ・指導方法改善（第9条第2項）

外国語や数学等における少人数指導。

#### ・通級による指導（第22条第3号）

障害に応じた特別の指導。

#### ・生徒支援（第22条第3号）

中途退学や日本語指導など教育指導上特別な配慮が必要な生徒への対応。

#### ・職業系類型・コース開設（第22条第4号）

普通科において職業系の類型・コースを開設し、多様な教育を展開。

#### ・研修等定数（第22条第5号）

資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究等。

#### ・離島地域（附則第11項）

離島地域の高校又は特別支援学校高等部における教育の充実への対応。

# 義務標準法第7条第1項第1号に基づく教員定数

第七条 副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師(以下「教頭及び教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。)の合計数

●教頭及び教諭等について、学校の種類ごと、学校規模ごとの学級総数に下欄の数を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、1切り上げる。)の合計数の教員を配置できるよう規定されている。

学校の種類	小学校(義務教育課程を前含む)		中学校(義務教育課程を前含む)	
	学級	学級	学級	学級
一学級の学校	1	1	1	1
二学級の学校	1	1	1	1
三学級の学校	1	1	1	1
四学級の学校	1	1	1	1
五学級の学校	1	1	1	1
六学級の学校	1	1	1	1
七学級の学校	1	1	1	1
八学級の学校	1	1	1	1
九学級の学校	1	1	1	1
十学級の学校	1	1	1	1
十一学級の学校	1	1	1	1
十二学級の学校	1	1	1	1
十三学級の学校	1	1	1	1
十四学級の学校	1	1	1	1
十五学級の学校	1	1	1	1
十六学級の学校	1	1	1	1
十七学級の学校	1	1	1	1
十八学級の学校	1	1	1	1
十九学級の学校	1	1	1	1
二十学級の学校	1	1	1	1
二十一年級以上の学校	1	1	1	1

- ・小学校
  - ・ 1学級及び2学級の学校の学級総数 × 1.000
  - ・ 3学級及び4学級の学校の学級総数 × 1.250
  - ・ 5学級の学校の学級総数 × 1.200 ...
- ・中学校
  - ・ 1学級の学校の学級総数 × 4.000
  - ・ 2学級の学校の学級総数 × 3.000
  - ・ 3学級の学校の学級総数 × 2.667 ... の合計により算定

学校規模	小学校				標準授業時数/週	教諭等一人当たり平均持ちコマ数
	教頭・教諭等			計		
	副校長・教頭	教諭等				
6学級	0.75人	6人	1人	7.75人	166コマ	23.7コマ
12学級	1人	12人	1.52人	14.52人	332コマ	24.6コマ
18学級	1人	18人	2.6人	21.6人	498コマ	24.2コマ
24学級	1人	24人	2.96人	27.96人	664コマ	24.6コマ
30学級	1人	30人	3.5人	34.5人	830コマ	24.8コマ
36学級	1人	36人	3.93人	40.93人	996コマ	24.9コマ

学校規模	中学校				標準授業時数/週	教諭等一人当たり平均持ちコマ数
	教頭・教諭等			計		
	副校長・教頭	教諭等				
3学級	0.5人	7.5人	8人	8人	87コマ	11.6コマ
6学級	1人	9.5人	10.5人	10.5人	174コマ	18.3コマ
9学級	1人	14.48人	15.48人	15.48人	261コマ	18.0コマ
12学級	1人	17.84人	18.84人	18.84人	348コマ	19.5コマ
15学級	1人	22.4人	23.4人	23.4人	435コマ	19.4コマ
18学級	1人	27.03人	28.03人	28.03人	522コマ	19.3コマ

# 小学校高学年における教科担任制の推進 ～義務教育9年間を見通した指導体制の構築～

## 中央教育審議会答申における考え方（※1）

※1 令和3年1月26日 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）～

- 義務教育9年間を見通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的な検討が求められる中、学習が高度化する小学校高学年では、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
- また、GIGAスクール構想などICTの効果的な活用とあわせて、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要。
- さらに、教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資する。  
 ➡ これらを踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を令和4年度を目途に本格的に導入する必要。

## 有識者会議報告の概要（※2）

※2 令和3年7月 義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）

- 中教審での審議を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべき。
- 教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当。
- 学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、学級担任間の授業交換や小規模校間における小小・小中連携、義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。

令和6年度予算（案）において、小学校高学年教科担任制の推進に必要な1,900人の加配定数の改善を計上。令和4年度からの3年間で合計3,800人の定数改善。

### 従前の指導体制

中学校	教科担任制 (週当たりの平均担当 持ちコマ数：18.0コマ) (※3)	
	高学年	専科指導 (※4) 音楽55.6% (6年) 家庭35.7% (6年) 図工21.0% (6年)
小学校	中学年	学級担任制 (週当たりの平均担当 持ちコマ数：24.6コマ) (※3)
	低学年	

※3 (出典) 令和元年度 学校教員統計調査  
 ※4 (出典) 平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査

### 令和4年度～令和6年度（案）

中学校	教科担任制	
	高学年	学級担任制 × 教科担任制
小学校	中学年	学級担任制
	低学年	

既存の定数措置も合わせ、令和6年度には小学校高学年学級担任の持ちコマ数は、計算上週当たり21.0コマ程度になる見込み。

### 期待される効果

- 教材研究の深化、専門性を持つ教師の熟練した指導による授業の質向上
- 小・中学校間の円滑な接続（中1ギャップの解消等）
- 複数の教師による多面的な児童理解
- 教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化等による教師の負担軽減 など

定数措置を講じることに加え、学級担任間の授業交換や小小連携、小中連携との組合せ等による教科担任制が効果的に機能するよう、管理職が各教育委員会と連携しながらマネジメント力を発揮することが重要。

### 今後の対応・検討

- (専科指導の専門性の担保)
- 小学校教諭と中学校教諭の両免併有の促進
    - ・ 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大
    - ・ 教職資格認定試験における中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除 等
- (教科担任制の効果的な運用の促進)
- ・ 教科担任制を小学校教育の活性化に繋げている好事例を収集し、全国の教育委員会や学校に横展開。

# 小学校教科担任制に関する参考データ

## 小学校等における教科等の担任制の実施状況【令和4年度計画】

(出典: 令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

	国語 (書写を除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動 ・外国語
第1学年	1.6% (1.1%)	11.5% (6.6%)		2.9% (1.5%)	1.6% (0.8%)		17.4% (12.2%)	7.1% (4.3%)		10.6% (6.1%)	
第2学年	2.7% (2.3%)	20.8% (13.5%)		4.0% (2.5%)	3.3% (1.6%)		27.2% (20.7%)	13.0% (9.8%)		13.3% (7.4%)	
第3学年	2.5% (2.4%)	32.1% (26.8%)	11.1% (6.0%)	7.1% (5.1%)		37.5% (21.6%)	45.0% (40.6%)	21.3% (16.8%)		13.6% (7.7%)	32.3% (11.3%)
第4学年	3.5% (2.5%)	33.6% (29.7%)	14.5% (7.4%)	8.7% (5.9%)		49.4% (32.3%)	50.7% (47.8%)	23.8% (20.4%)		17.6% (8.4%)	34.8% (12.0%)
第5学年	8.1% (3.4%)	30.5% (26.6%)	23.5% (14.5%)	15.6% (7.3%)		62.1% (45.1%)	58.4% (54.0%)	25.5% (20.4%)	40.1% (33.9%)	22.4% (9.9%)	47.8% (18.3%)
第6学年	7.9% (3.5%)	30.1% (26.8%)	23.8% (15.5%)	15.9% (7.2%)		65.4% (47.8%)	59.6% (55.6%)	25.2% (21.0%)	41.9% (35.7%)	21.7% (10.5%)	48.9% (19.3%)

\*1母数は調査対象である全小学校等の数であり、( )については平成30年度調査の数値。

\*2 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。

\*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。

\*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

## 公立学校教員の週当たり平均持ち授業時数について

	小学校		中学校		高等学校	
	学校教員統計	教員勤務実態調査	学校教員統計	教員勤務実態調査	学校教員統計	教員勤務実態調査
令和元年度	24.6コマ		18.0コマ		15.5コマ	
令和4年度		23.9コマ		18.1コマ		15.5コマ

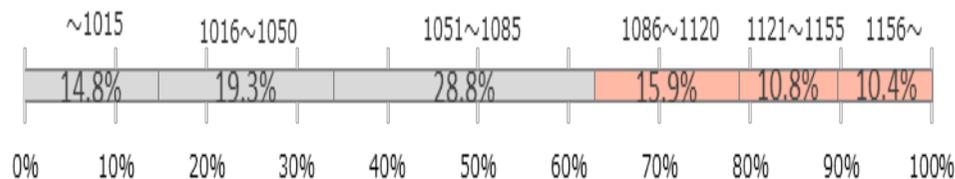
注)「学校教員統計」の数値は、教諭のうち、授業担任ありのみの数値であり、「教員勤務実態調査」の数値は、主幹教諭及び指導教諭を含む教諭の数値。

# 小・中学校等における教育課程の編成・実施状況

公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査結果より ※平成30年度及び令和4年度

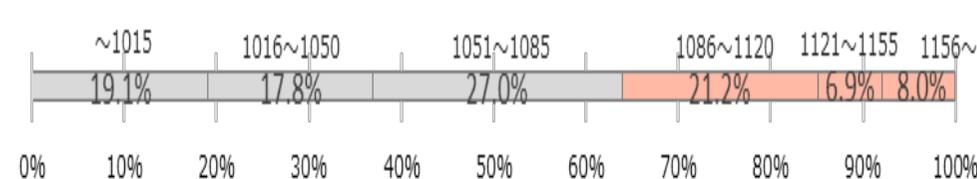
小5（1単位時間45分）

小学校 第5学年	令和4年度計画	(参考)平成30年度計画
	<b>1078.3 (1015)</b>	1061.0 (995)



中2（1単位時間50分）

中学校 第2学年	令和4年度計画	(参考)平成30年度計画
	<b>1073.9 (1015)</b>	1073.9 (1015)



## 教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日）（抄）

### 1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

#### (2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

- 全ての学校で、管理職はもちろん、教師一人一人がカリキュラム・マネジメントの充実に努めることが重要であり、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が一定数存在する状況も踏まえ、以下の観点から、全ての学校において、授業時数について点検した上で、令和6年度以降の教育課程の編成に臨む必要がある。

- ・児童生徒の学習状況等や教職員の勤務の状況
- ・当該校における近年の休校や学級閉鎖等の状況
- ・教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫が可能かどうか
- ・指導体制の見直し・改善が可能かどうか

なお、上記の観点を踏まえ、可能な学校においては、各学校の実情を踏まえ、令和6年度を待つことなく、今年度途中からであっても改善を進めるべきである。

- 特に、令和5年度当初において標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画とする必要がある。当該学校を所管する教育委員会は、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導助言する必要がある。

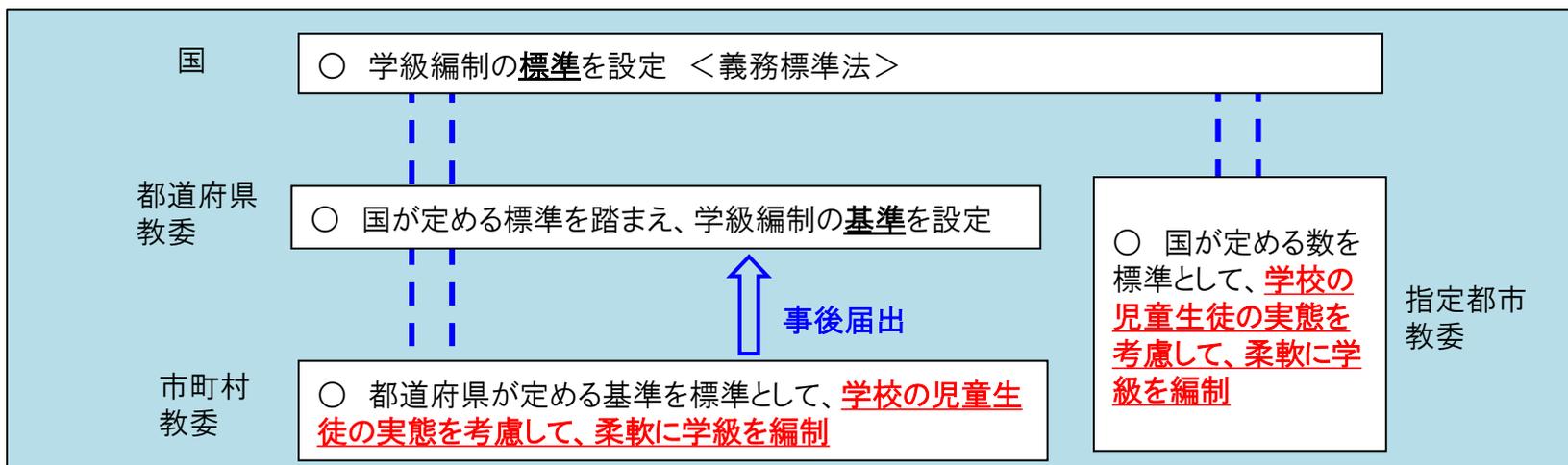
# 公立義務教育諸学校における学級編制

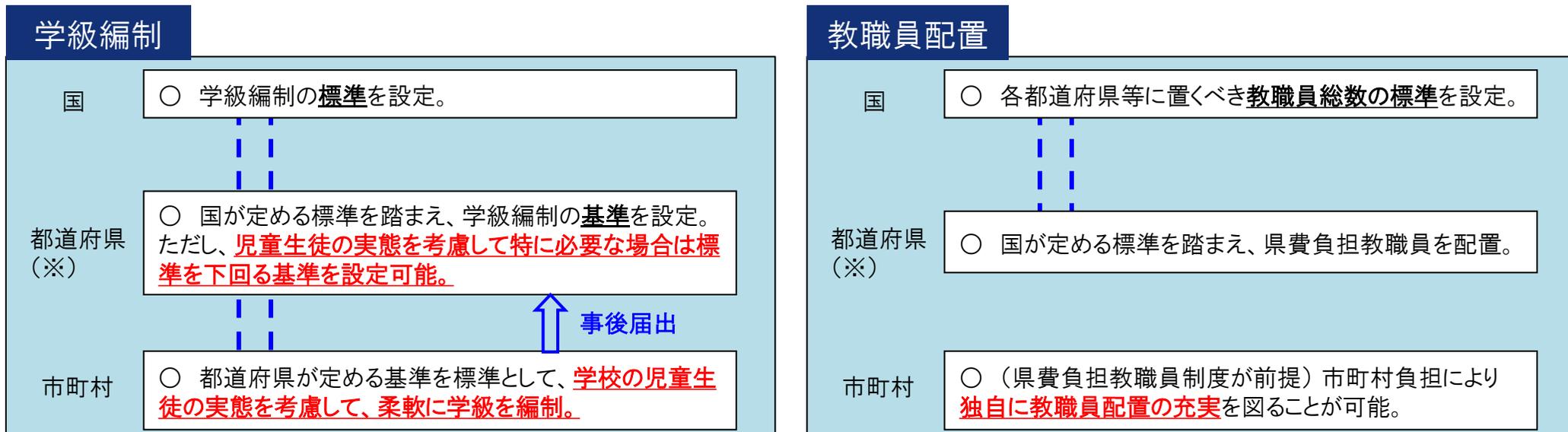
## ○義務標準法に規定する学級編制の標準

＜小・中学校＞		
同学年で編制する学級	小学校 35人	中学校 40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
＜特別支援学校(小・中学部)＞	6人 (重複障害 3人)	

都道府県教育委員会は、**児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合**、法に定める数を**下回る数を、学級編制の基準として定めることができる。**

## ○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係





※ 市町村立学校の給与費負担権限が委譲されている指定都市は、国が定める数を標準として、学級編制を実施し、教職員配置を行う。

現行制度でも都道府県や市町村は以下のような柔軟な対応が可能

### 学級編制

#### 【都道府県】

県域全体できめ細かな指導を充実させるため、**都道府県独自の少人数学級**が実施可能。(※令和5年度は、65自治体において**国の標準を下回る少人数学級**を実施。)

#### 【市町村】

独自に教員の追加配置を行うことにより、**都道府県の基準を下回る少人数学級**を実施したり、**地域や学校の実情**に応じて、**柔軟に学級編制**を行うことが可能。

### 教職員配置

#### 【都道府県】

義務標準法に基づき算定される**総数の範囲内**で、**独自の配当基準**を設けたり、**国の標準を上回る教職員配置の充実**を図ることが可能。(※公立小・中学校の教員定数の標準に対する都道府県等が配置する実数の割合は101%(R5.5.1現在))

#### 【市町村】

教育条件の充実を図る観点から、**市町村独自の負担**により、**追加的な教職員配置**を行うことが可能。(※令和5年度現在、公立小・中学校等において、約1,300人の市町村費負担教員が配置されている。)

# 各自治体における少人数学級の取組状況（令和5年度）

- 多くの都道府県において、独自の少人数学級の取組が行われている。
- 中学校については第1学年において取組が進んでいる。

## 少人数学級を実施している都道府県・指定都市（67自治体）

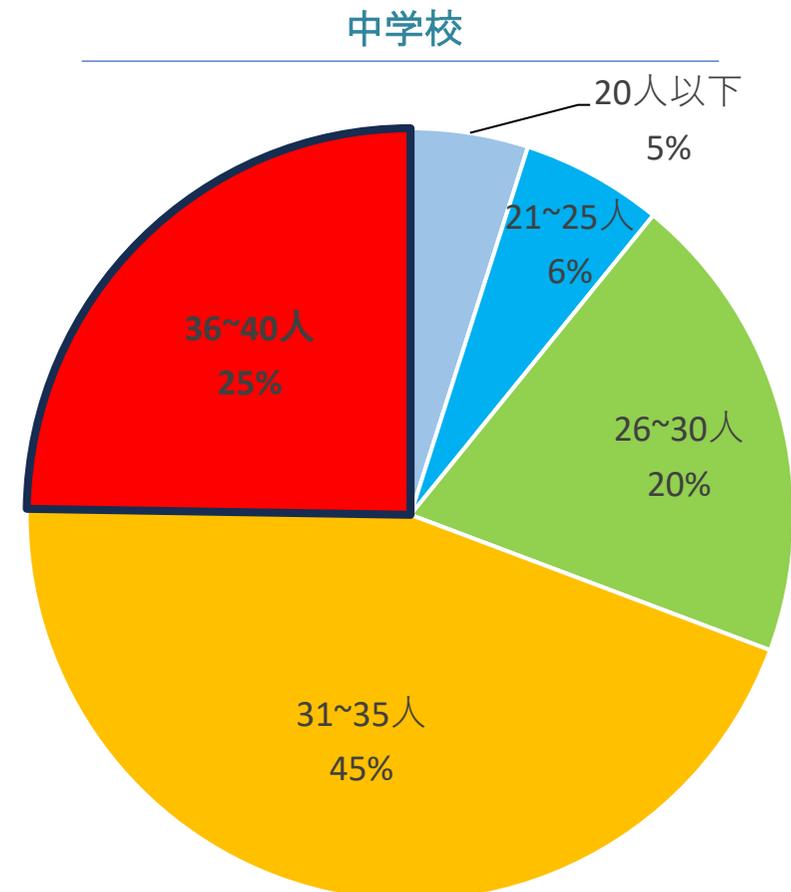
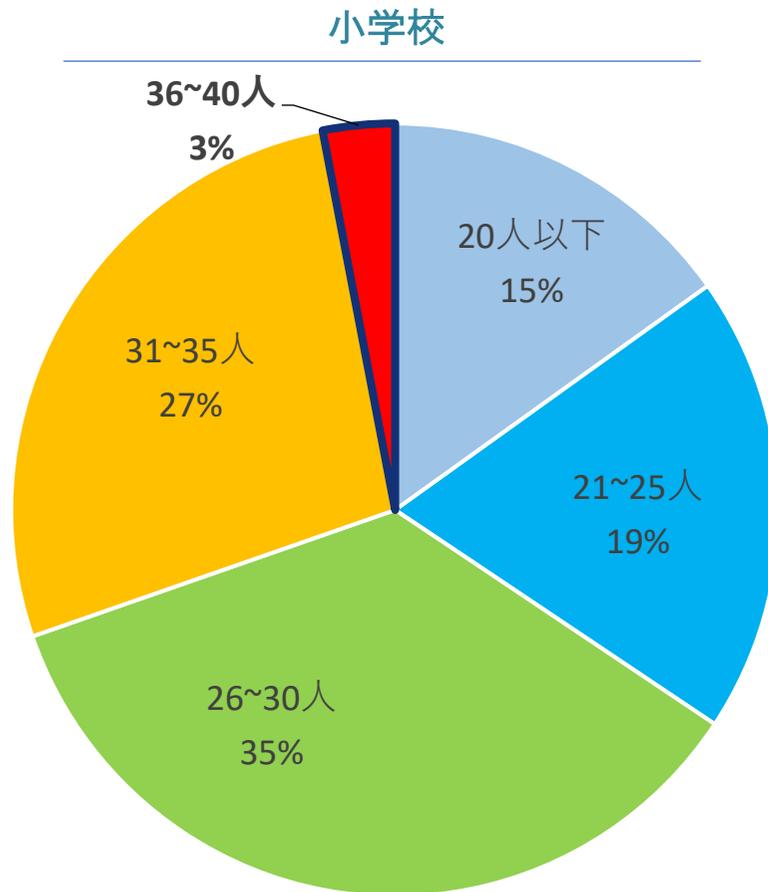
学年区分 \ 編制人員	30人以下	31～34人	35人	36～39人	純計
小学校 1 学年	18	4	/		22
2 学年	15	5			20
3 学年	8	4			12
4 学年	6	4			10
5 学年	4	3	46	4	55
6 学年	4	3	41	4	51
<b>小学校純計</b>	<b>20</b>	<b>6</b>	<b>47</b>	<b>4</b>	<b>59</b>
中学校 1 学年	4	4	52	4	64
2 学年	2	4	36	4	46
3 学年	3	3	35	4	45
<b>中学校純計</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>53</b>	<b>7</b>	<b>64</b>
<b>小・中学校純計</b>	<b>20</b>	<b>8</b>	<b>57</b>	<b>8</b>	<b>65</b>

### 【留意事項】

- 学級編制基準の弾力的運用について、小学校1～4学年において35人未満、小学校5学年～中学校3学年において40人未満の学級編制を認めている状況を集計している。
- 同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。
- 「純計」は、縦の区分（編制人員）又は横の区分（学年区分）で複数該当している都道府県市数を除いた数である。
- 左の表には、児童生徒の実態に応じて一部の学校を対象とする場合を含む。

# 学級規模別学級数の割合（令和5年度）

- 平均学級規模は、小学校で1学級当たり26.7人、中学校で31.8人となっている（公立学校、単式学級）。中学校は1/4が36人以上の学級。



（出典） R5学校基本調査【速報値】より

# 参 考

# 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要

## 趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

## 概 要

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導(通級による指導)のための基礎定数の新設 (児童生徒13人に1人)
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設 (児童生徒18人に1人)
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設 (初任者6人に1人)
- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

### 義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

### 学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等 (学校教育法等の一部改正)
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備(社会教育法の一部改正)

## 施 行 期 日

平成29年4月1日

### 学校教育法等の一部改正（平成29年4月1日施行）

（改正前）事務職員は、事務に従事する。 → （改正後）事務職員は、事務をつかさどる。

- 学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担当事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すための改正

### ◆事務職員の標準的な職務の内容及びその例

区分	職務内容	職務の内容の例
総務	就学支援に関すること	○就学援助・就学奨励に関する事務
	学籍に関すること	○児童・生徒の転出入等学籍に関する事務 ○諸証明発行に関する事務
	教科書に関すること	○教科書給与に関する事務
	調査及び統計に関すること	○各種調査・統計に関する事務
	文書管理に関すること	○文書の收受・保存・廃棄事務 ○校内諸規定の制定・改廃に関する事務
財務	教職員の任免，福利厚生に関すること	○給与，諸手当の認定，旅費に関する事務 ○任免・服務に関する事務 ○福利厚生・公務災害に関する事務
		○予算委員会の運営 ○予算の編成・執行に関する事務 ○契約・決算に関する事務 ○学校徴収金に関する事務 ○補助金・委託料に関する事務 ○監査・検査に関する事務
管財	施設・設備及び教具に関すること	○施設・設備及び教具（ICTに関するものを含む。以下同じ。）の整備及び維持・管理に関する事務 ○教材，教具及び備品の整備計画の策定
事務全般	事務全般に関すること	○事務全般に係る提案，助言（教職員等への事務研修の企画・提案等） ○学校事務の統括，企画及び運営 ○共同学校事務室の運営，事務職員の人材育成に関すること

### ◆他の教職員との適切な業務の連携・分担の下，その専門性を生かして，事務職員が積極的に参画する職務の内容及びその例

区分	職務内容	職務の内容の例
校務運営	学校の組織運営に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画運営会議への参画</li> <li>○各種会議・委員会への参画・運営</li> <li>○学校経営方針の策定への参画</li> <li>○業務改善の推進</li> </ul>
	教育活動に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カリキュラム・マネジメントの推進に必要な人的・物的資源等の調整・調達等（ICTを活用した教育活動に資するものを含む）</li> <li>○教育活動におけるICTの活用支援</li> <li>○学校行事等の準備・運営への参画</li> </ul>
	学校評価に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己評価・学校関係者評価等の企画・集計・結果分析等</li> </ul>
	保護者，地域住民，関係機関等との連携及び協力の推進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校と地域の連携・協働の推進（学校運営協議会の運営，地域学校協働本部等との連絡調整等）</li> <li>○学校施設の地域開放に関する事務</li> <li>○保護者，専門スタッフ，関係機関等との連絡調整</li> </ul>
	危機管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンプライアンスの推進</li> <li>○学校安全計画や学校防災計画等の各種計画等の策定</li> <li>○危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成・改訂</li> <li>○安全点検の実施</li> </ul>
	情報管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報公開，情報の活用</li> <li>○広報の実施</li> <li>○個人情報保護に関する事務等</li> </ul>

# 養護教諭の標準的な職務の内容及びその例

新規追加

## 養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に向けた検討を実施（令和4年3月～）

→令和5年1月の議論の取りまとめにおいて、教諭等や事務職員と同様に「標準的な職務の例（略）」を示すこととされた。

⇒「**養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の随行に関する要綱の参考例**」を策定

（「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）」（令和5年7月5日付け5初健食第5号））

区分	職務内容	職務の内容の例
主として 保健管理に 関すること	健康診断、救急処置、感染症の 予防及び環境衛生等に 関すること	○健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） ○健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 ○緊急時における救急処置等の対応 ○感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理 ○学校環境衛生の日常的な点検等への参画
	健康相談及び保健指導に 関すること	○心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 ○健康相談等を踏まえた保健指導の実施 ○健康に関する啓発活動の実施
	保健室経営に関すること	○保健室経営計画の作成・実施 ○保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 ○設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備
	保健組織活動に関すること	○学校保健計画の作成への参画 ○学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
主として 保健教育に 関すること	各教科等における指導に 関すること	○各教科等における指導への参画（チーム・ティーチング、教材作成等）

備考

（一）養護教諭は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）附則第十四項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭・講師として当該職務を遂行することが可能である。

（二）校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるもの※を参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

※学校の組織運営に関すること、学校評価に関すること、研修に関すること、保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること、その他学校の管理運営に関すること

区分	職務内容	職務の内容の例
主として食育に関すること	各教科等における指導に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食に関する指導の全体計画の作成</li> <li>○給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導</li> <li>○上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画(ティーム・ティーチング、教材作成等)</li> </ul>
	食に関する健康課題の相談指導に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導(実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等)</li> </ul>
主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校給食実施基準に基づく栄養管理(献立作成、栄養摂取状況の把握)</li> </ul>
	衛生管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言)</li> </ul>

### 備考

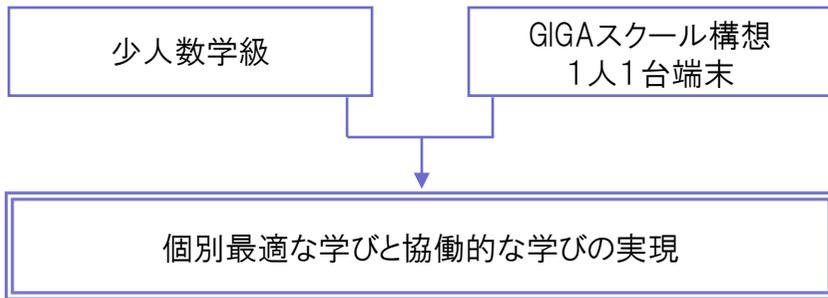
校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるもの※を参考にした上で、栄養教諭の職務とすることも可能である。

※学校の組織運営に関すること、学校評価に関すること、研修に関すること、保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること、その他学校の管理運営に関すること

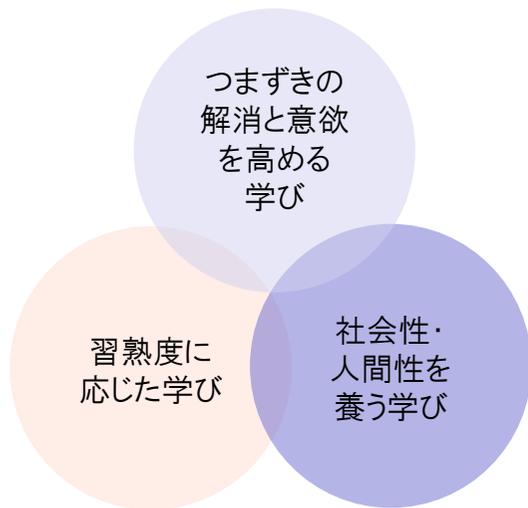
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1)学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2)少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3)その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

# 少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究

## 実証研究の背景

- ✓ 令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布。  
令和3年度から7年度にかけて、公立小学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げ。
- ✓ 同改正法の附則において、法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされている。

令和4年度から7年度にかけて、**少人数学級及び外部人材活用が児童生徒の学力や社会情動的スキル等に与える効果や教員に与える影響等について実証的な調査研究**を行い、今後の学校における望ましい指導体制の在り方について検討する。

## 調査・分析の考え方

- ①少人数学級の効果、②外部人材活用の効果、それぞれについて、以下のポイントを重視しつつ、一体的に効果検証を実施。
- ✓学力に加え、社会情動的スキルや学校適応感などに係る**多角的な影響を検証**。  
その際、心理学に係る専門的な知見を用いた体系的な調査分析を実施。
  - ✓児童生徒への影響のみならず、**その過程にある教員への影響（働き方改革や精神的健康等）**などに係る分析も実施。
  - ✓**教員による指導方法の工夫の視点**を取り入れた分析。
  - ✓**有識者による研究チームの下**、分析を実施。

## 調査手法

### 【学力】

地方自治体独自の学力調査（※）の結果を活用  
（※）学力の伸びを把握可能とするIRT（項目反応理論）を活用した調査

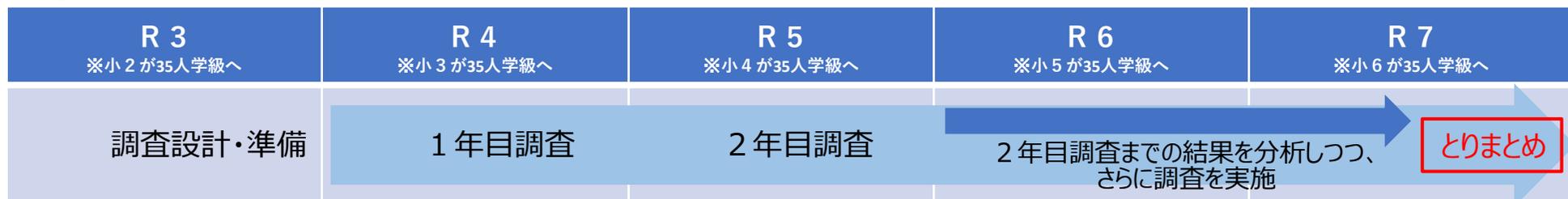
### 【社会情動的スキルや教員関係】

文部科学省で作成の質問紙調査を実施  
（児童生徒、教員、保護者、教育委員会）

## 調査対象

政令市や中核市を含む一定数の地方自治体

## [実施スケジュール]



注) 外部人材については、学校教育法施行規則に位置づけがあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教員業務支援員、特別支援教育支援員、情報通信技術支援員のほか、学習指導員を想定。

# 高等学校等における障害に応じた特別の指導（通級による指導）の制度化及びそれに伴う定数改善

## 通級による指導の制度化【省令等の改正 公布：H28.12.9、施行：H30.4.1】

- ◆ 障害者権利条約等の理念も踏まえ、高等学校において適切に特別支援教育を実施することが求められている。
- ◆ また、中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→R2：23,097人（78倍））
- ◆ 以上のような状況を踏まえ、省令等の改正を行い、平成30年度から、高等学校における通級による指導が可能となった。

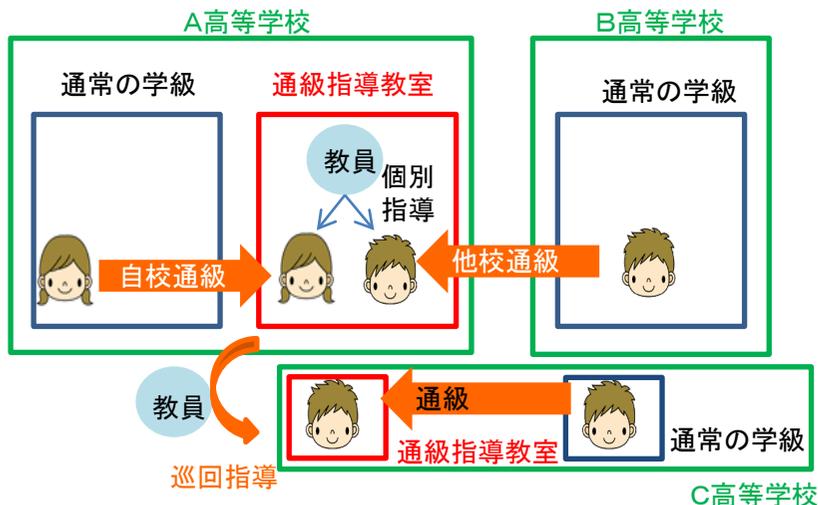
### ①省令（学校教育法施行規則）の改正

- ・ **高等学校で**障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（※1）を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる  
（※1）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小・中学校と同様）

### ②告示の改正

- ・ 障害に応じた特別の指導を**高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる
- ・ 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間7単位**（※2）を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる  
（※2）中学校の時数と同程度

### ●通級による指導の実施形態



### ●加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・ 科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	----------

### ●替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	-------------------------	----------

※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで

授業時数  
が増加

## 定数改善の内容

- ◆ 教職員定数については、平成30年3月に高校標準法施行令を改正し、**公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数措置を可能とした**。令和5年度は、**既存の加配定数を見直した上で、348人分（対前年度+47人）の経費を地方財政措置**。

# 現行の学校教育法施行規則に定める標準授業時数

## 小学校の標準授業時数

区分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計
各教科の 授業時数	国語	306 (9.0)	315 (9.0)	245 (7.0)	245 (7.0)	175 (5.0)	175 (5.0)	1,461 (42.0)
	社会			70 (2.0)	90 (2.6)	100 (2.9)	105 (3.0)	365 (10.5)
	算数	136 (4.0)	175 (5.0)	175 (5.0)	175 (5.0)	175 (5.0)	175 (5.0)	1,011 (29.0)
	理科			90 (2.6)	105 (3.0)	105 (3.0)	105 (3.0)	405 (11.6)
	生活	102 (3.0)	105 (3.0)					207 (6.0)
	音楽	68 (2.0)	70 (2.0)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358 (10.2)
	図画工作	68 (2.0)	70 (2.0)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358 (10.2)
	家庭					60 (1.7)	55 (1.6)	115 (3.3)
	体育	102 (3.0)	105 (3.0)	105 (3.0)	105 (3.0)	90 (2.6)	90 (2.6)	597 (17.2)
	外国語					70 (2.0)	70 (2.0)	140 (4.0)
	特別の教科である 道徳の授業時数	34 (1.0)	35 (1.0)	35 (1.0)	35 (1.0)	35 (1.0)	35 (1.0)	209 (6.0)
外国語活動の 授業時数			35 (1.0)	35 (1.0)			70 (2.0)	
総合的な学習の 時間の授業時数			70 (2.0)	70 (2.0)	70 (2.0)	70 (2.0)	280 (8.0)	
特別活動の 授業時数	34 (1.0)	35 (1.0)	35 (1.0)	35 (1.0)	35 (1.0)	35 (1.0)	209 (6.0)	
総授業時数	850 (25.0)	910 (26.0)	980 (28.0)	1,015 (29.0)	1,015 (29.0)	1,015 (29.0)	5,785 (166.0)	

### 備考

- この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

注）各欄の下段（ ）の数値は、上段の授業時数を35（小学校第1学年は34）で除して得た週当たりの授業時数。

## 中学校の標準授業時数

区分		第1学年	第2学年	第3学年	計
各教科の 授業時数	国語	140 (4.0)	140 (4.0)	105 (3.0)	385 (11.0)
	社会	105 (3.0)	105 (3.0)	140 (4.0)	350 (10.0)
	数学	140 (4.0)	105 (3.0)	140 (4.0)	385 (11.0)
	理科	105 (3.0)	140 (4.0)	140 (4.0)	385 (11.0)
	音楽	45 (1.3)	35 (1.0)	35 (1.0)	115 (3.3)
	美術	45 (1.3)	35 (1.0)	35 (1.0)	115 (3.3)
	保健体育	105 (3.0)	105 (3.0)	105 (3.0)	315 (9.0)
	技術・家庭	70 (2.0)	70 (2.0)	35 (1.0)	175 (5.0)
	外国語	140 (4.0)	140 (4.0)	140 (4.0)	420 (12.0)
	特別の教科である 道徳の授業時数	35 (1.0)	35 (1.0)	35 (1.0)	105 (3.0)
	総合的な学習の 時間の授業時数	50 (1.4)	70 (2.0)	70 (2.0)	190 (5.4)
	特別活動の 授業時数	35 (1.0)	35 (1.0)	35 (1.0)	105 (3.0)
	総授業時数	1,015 (29.0)	1,015 (29.0)	1,015 (29.0)	3,045 (87.0)

### 備考

- この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。



# グループ担任制の導入について

## 学年担任制+教科担任の導入

3年生以上で、学年2クラスを2人で一緒に担任する学年担任制を導入されたという  
埼玉県所沢市立柳瀬小学校にお話を伺いました。

### イメージ

	9月1週目	9月2週目	9月3週目	9月4週目	
 経験長	1組 HR 担当	2組 HR 担当	1組 HR 担当	2組 HR 担当	一部の教科は 教科担任
 経験短	2組 HR 担当	1組 HR 担当	2組 HR 担当	1組 HR 担当	

### なぜ、グループ担任制を導入されようと思ったのですか？

- A. 「チーム学校」として組織的に対応していこうというなかで出てきたアイデアです。  
本校は2クラスしかないため、2人の担任で組んで、**HRは交代で行い、理科はA先生が両方のクラスを担当、社会はB先生が両方のクラスを担当**という形で行っています。  
また、一部の教科に関しては**単元ごとに担当を変えたり**しています。例えば、国語のAという教材に関してはA先生が両方のクラスを担当するといった形です。
- A. あわせて、子供も常に固定したクラスでなく、**授業によっては半分クラスを入れ替えて行う**こともあります。教師も子供も「クラス」ではなく「学年」としての意識を高められるように工夫しています。

### どのような効果がありましたか？

- A. やはり、教材研究の負担減に繋がっています。加えて、体育を合同で行うことで、**専門性がある教師が中心になって、片方の教師はそこから学ぶ**など、教師の勉強にも繋がっているかなと思います。

### 若手にとって色々な教科の授業を行う機会が少なくなるという懸念もあるかと思いますが、どうされていますか？

- A. もちろん、小学校なので全教科できる必要はある程度ありますが、今後5、6年生の教科担任制も進んでいくと思えずし、専門性を磨いていくことは非常に重要だと思っています。

### ベテランの先生にとっては負担増加になるのではという懸念はありませんでしたか？

- A. 確かに若手の面倒を見ないといけないといった意識は高まるのかなと思いますが、ある意味それが狙いでもあります。**自分のクラスだけが良ければ良いではなくて、学年全体、学校全体へ視点を広げてもらいたい**と思っています。

### 保護者との懇談会や個人面談はどのような形で行われているのですか？

- A. 懇談会は2クラス合同で行っています。**2人で対応できるので、心強く、精神的な負担も下がっている**ようです。個人面談は1回目は全員と行って、2回目は希望制にしています。**2回目は希望する人が少なければ、できるだけ2人の担任が両方出席**するようにしていますし、担任ではない教師との面談も可能にしています。

### 保護者からの反応はいかがでしたか？

- A. **多くの目に見守ってもらえるんだという期待感**が大きかったように思います。**学級間の差がなくなる**ことへの賛同も大きかったです。また、あわせて、担任だけでなく、**誰にでも相談してください**というのをメッセージとして発信しました。どうしても、保護者としては、言にくいけど担任にまず言わないとダメだよなという意識があると思うのですが、今では、相談しやすい先生にまずは相談してもらおうという形にできています。

## グループ担任制の導入

1年生(7クラス)において、2クラスを3人で担任する(7組は1クラスを2人で担任する)  
グループ担任制によって、学級担任の業務負担削減や、学年チームとしての生徒指導に繋がっているという  
新潟県新潟市立内野中学校にお話を伺いました。

### イメージ

	9月1週目	9月2週目	9月3週目	9月4週目
 担任A	1組 HR 担当	2組 HR 担当	サポート	1組 HR 担当
 担任B	2組 HR 担当	サポート	1組 HR 担当	2組 HR 担当
 担任C	サポート	1組 HR 担当	2組 HR 担当	サポート

### なぜ、グループ担任制を導入されようと思ったのですか？

- A. **学校への不応やいじめ等、様々な問題が起こりやすい中学校1年生の段階においては、より細かく、多面的に生徒の様子を見ていくことが必要であり、そのためには複数の目があつたほうがよい**のではということで、令和2年度からグループ担任制を導入しました。グループは、可能な限り男女バランスや経験年数を考慮して組んでいます。他校の例を見ていると、「4クラスを5人で担任」「3クラスを4人で担任」などの例がありますが、自クラスの教科授業を学級担任が持つことや、一人ひとりの生徒の様子をしっかりと把握できる生徒の人数を考慮し、「**2クラスを3人で担当する形**」がよいと思い、今の編成にしています。
- また、2・3年生になったら学級担任との信頼関係のもとで進路実現に向けてじっくりと考えていってほしいという願いや、学校全体の職員数の問題から、2・3年生は固定担任制(1クラスを1人で担任)を採用しています。

### 教師からはどのような反応がありましたか？

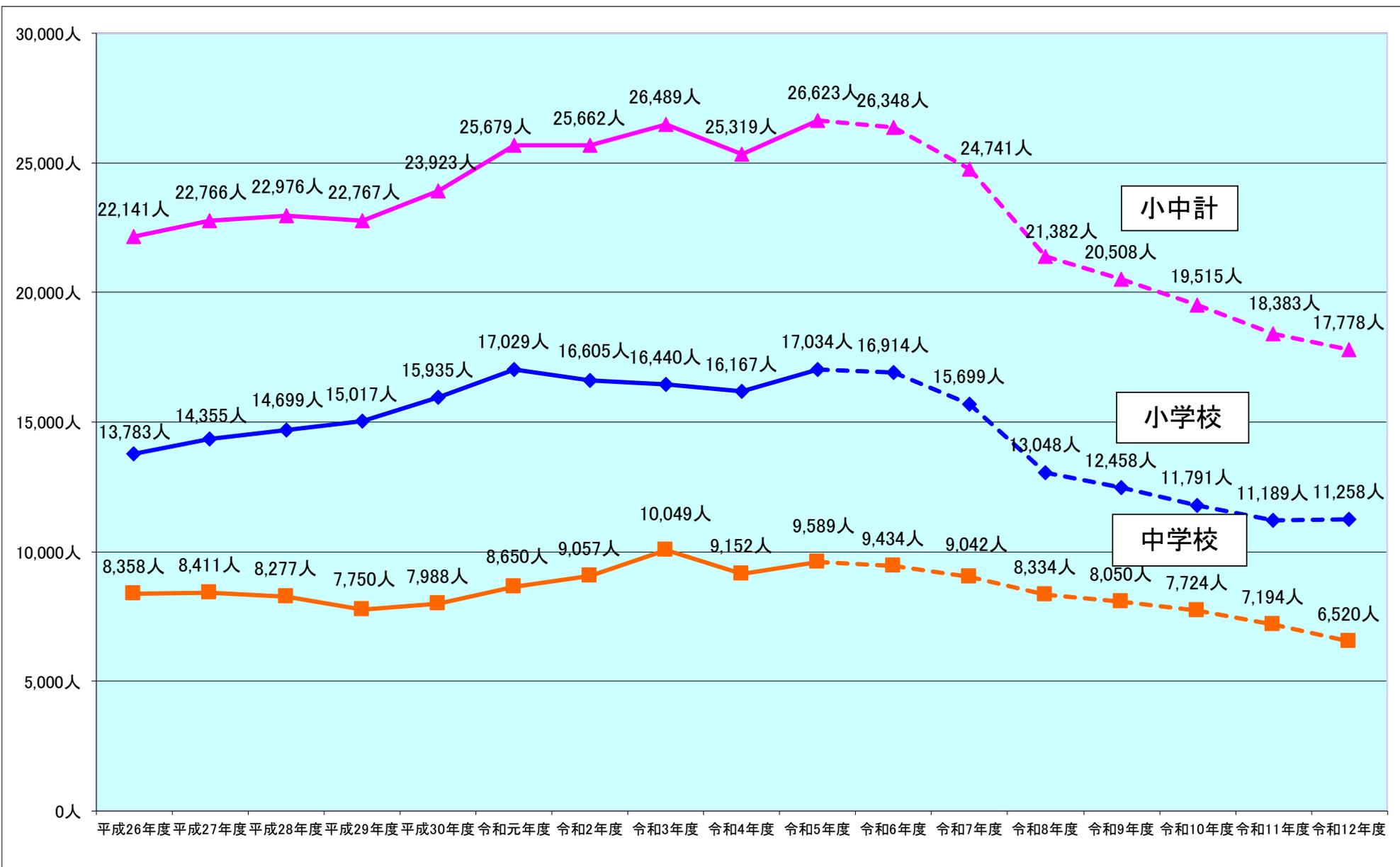
- A. 学級担任として2クラス分を担当しなければならないことや、担任間での学級経営方針や情報の共有が必要ということで、導入当初は心配の声がありました。しかし、実際にやってみると、特に若手からは**ベテランや中堅の先生から学ぶことが多い、生徒指導案件や保護者対応を1人で抱え込まなくてよい、また、新任で着任して学校の様子がよく分からない春先でも、同グループの経験者から丁寧に教えてもらいやすい**というポジティブな反応が多く出ています。そして、自分がサポート週の際は、時差勤務や年休が取りやすいという声もあり、教員の業務負担の軽減や、働き方改革にもつながっていると考えています。

### 保護者の反応はいかがですか？

- A. 小学校の時に、担任の先生とうまいかなかった経験のあるご家庭は特に**何人も先生から見もらえることへの安心感**があつたようです。また、保護者も生徒も、次第に話しやすい学級担任が分かってきて、固定担任制よりも、困ったときに相談がしやすいという声が聞かれます。

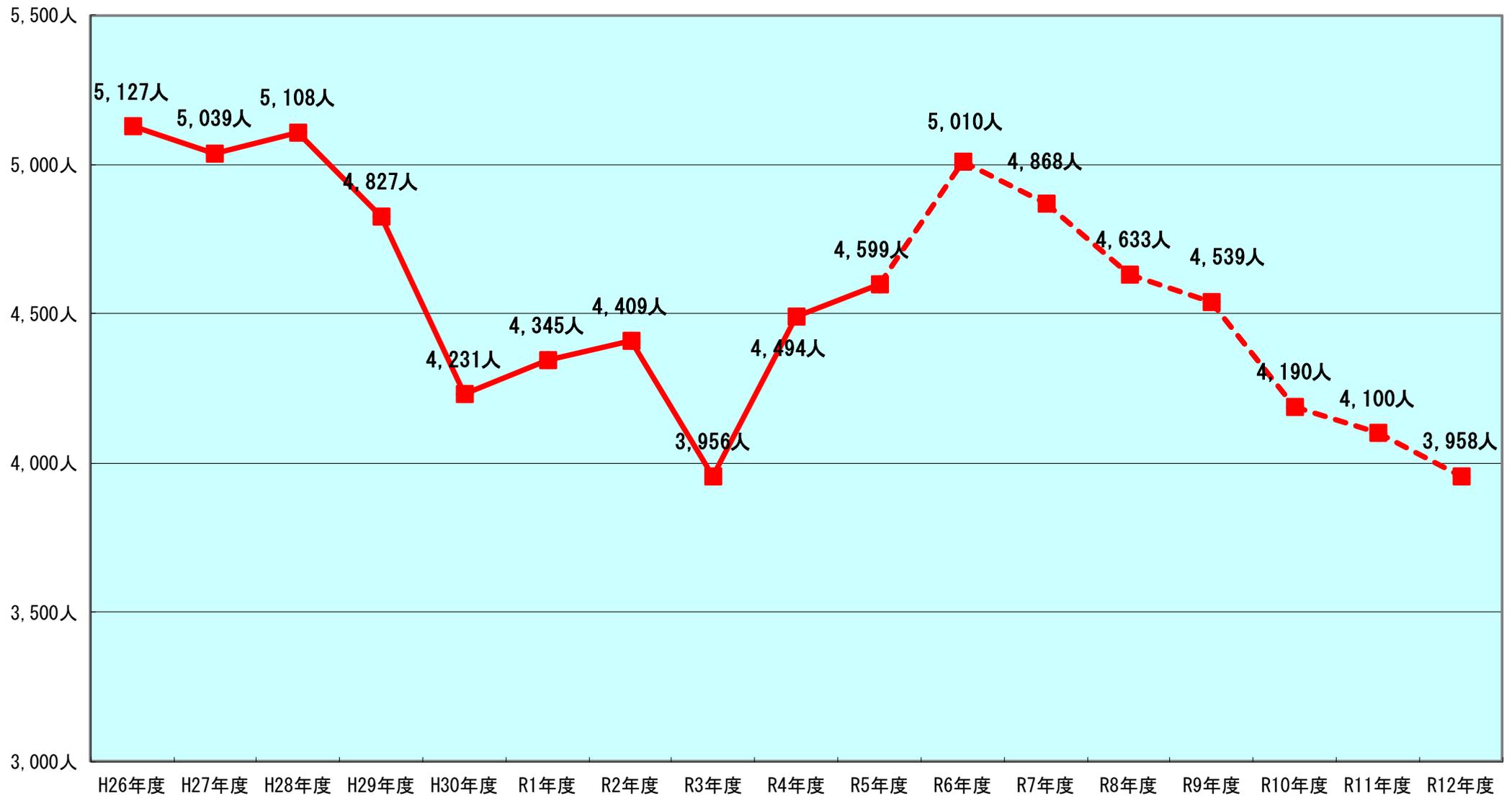
(出典) 全国の学校における働き方改革事例集(令和5年3月改訂)

# 公立小・中学校教員の採用者数の推移（平成26年度～令和12年度）



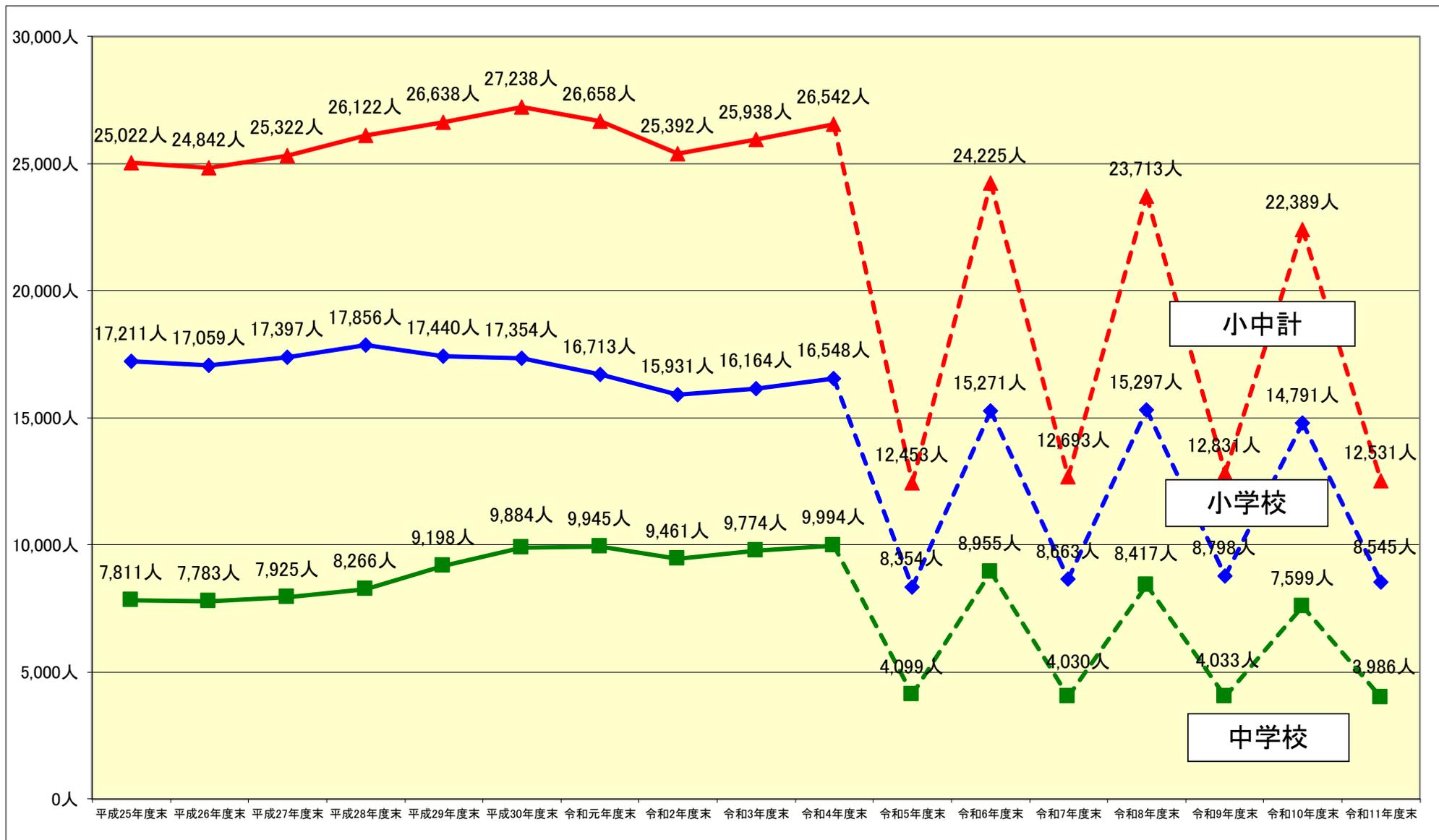
(出典) 令和5年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ)  
 令和6年度以降は、都道府県の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)  
 ※養護教諭等を除く。

# 公立高等学校教員の採用者数の推移（平成26年度～令和12年度）



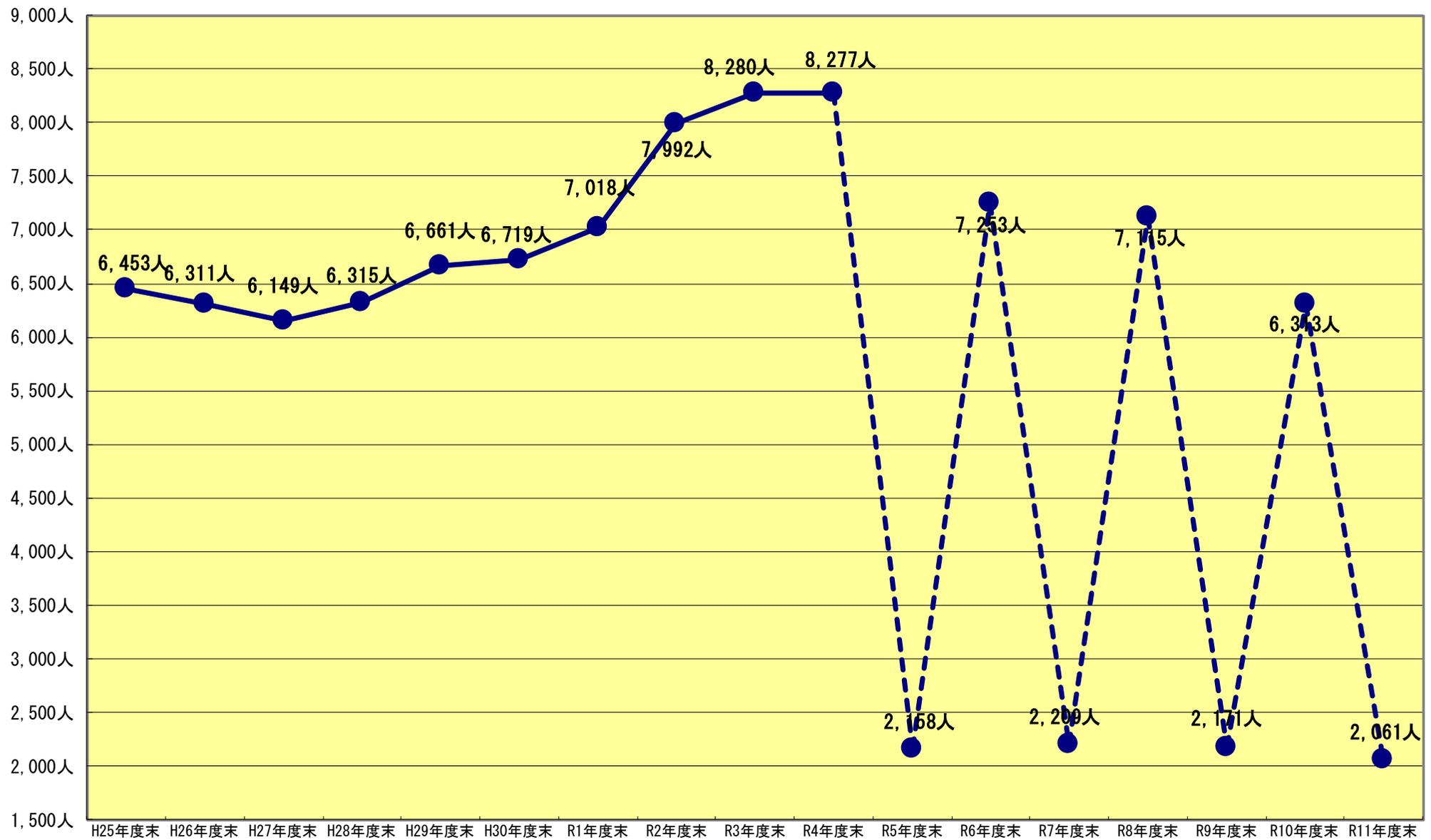
（出典）令和5年度までは、「公立学校教員採用選考試験実施状況」（文部科学省調べ）  
 令和6年度以降は、都道府県の推計の積み上げ（初等中等教育局財務課調）  
 ※養護教諭等を除く。

# 公立小・中学校教員の退職者数の推移（平成25年度末～令和11年度末）



(出典) 令和4年度末までは、都道府県の実績の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）  
 令和5年度末以降は、都道府県の推計の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）  
 ※養護教諭等を除く。

# 公立高等学校教員の退職者数の推移（平成25年度末～令和11年度末）



（出典）令和4年度末までは、都道府県の実績の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）  
 令和5年度末以降は、都道府県の推計の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）  
 ※養護教諭等を除く。

# 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



文部科学省

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,600人) 知的障害 (約137,800人) 肢体不自由 (約30,700人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人)  ※重複障害の場合はダブルカウントしている  <b>合計：約148,600人 (※令和4年度)</b> <b>(平成24年度の約1.1倍)</b>	知的障害 (約156,700人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約4,700人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,300人) 自閉症・情緒障害 (約183,600人)  <b>合計：約353,400人 (※令和4年度)</b> <b>(平成24年度の約2.1倍)</b>	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人)  <b>合計：約183,900人 (※令和3年度)</b> <b>(平成24年度の約2.3倍)</b>
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,200人 小学部：約49,600人 中学部：約32,500人 高等部：約65,400人 義務教育段階の 全児童生徒の <b>0.9%</b> (※令和4年度)	小学校：約252,600人 中学校：約100,900人 義務教育段階の 全児童生徒の <b>3.7%</b> (※令和4年度)	小学校：約154,600人 中学校：約 27,700人 高等学校：約 1,700人 (※令和3年度) 義務教育段階の 全児童生徒の <b>1.9%</b>
学級編制定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	【小・中】1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 <b>※平成29年度から段階的に基礎定数化</b> 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
	それぞれの児童生徒について <b>個別の教育支援計画</b> (家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画) と <b>個別の指導計画</b> (一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画) を作成。		

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8% (小・中)、推定値 2.2% (高)

(令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づきものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。)

※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げた合計が一致しないことがある。

## 第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- **通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。**どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

## 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、**必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。**
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、**特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。**言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

# 特別支援学校のセンター的機能（規定等）

## 学校教育法第74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第6節 学校運営上の留意事項 3

### 小学校学習指導要領 第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1)のア

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において示された、特別支援学校のセンター的機能の6項目

- ① 小・中学校等の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能

## 現状・課題

- 特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。  
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- 特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。  
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- 小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。  
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

## ① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



## ② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



## ③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

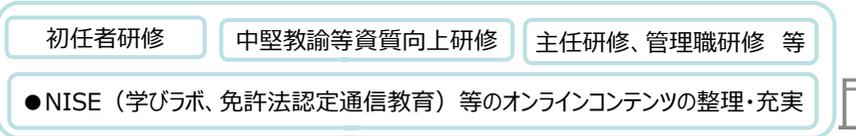
- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



## ⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

【養成】	・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
【採用】	・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
【キャリアパス】	・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合 ・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
【研修】	・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況 ・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数 ・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

## ④ 研修（校外）による専門性向上



- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）



## スケジュール

- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
  - R4.7 : 策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
  - R5.4 又はR6.4 : コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- 上記以外の事項
  - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

## IV. 教師の専門性の向上のための具体的方向性

### 1. 全ての教師

(全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応)

○校長は、校内の通常の学級と、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校との間で、交換授業や授業研究をするなどして、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努めること。

○任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。合わせて、採用から10年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。

○特別支援学級への担任配置にあたり、

一特別支援学級の担任が特別支援教育に携わった経験の浅い教師だけに偏った配置になってしまう場合  
一教育職員免許法上の当該教科の免許状保有者数と学校全体の授業時数等との関係上、特別支援学級への配置が困難な場合

一特別支援学校教諭免許状保有者のみを特別支援学級担当として採用・配置している場合など、地域や学校種の状況により、全ての教師を特別支援学級の担任として配置することが難しい状況においては、機械的、かつ、一律に特別支援学級の担任として若手教師を配置するのではなく、校長の適切な人事マネジメントにより、特別支援学級において年間を通じて責任を持って特定の教科の授業を担当させることとするなど、必要な経験が得られるよう努めること。

○任命権者及び校長は、主幹教諭、指導教諭及び管理職のキャリアパスとして、特別支援学級担任、通級による指導の担当や特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育に関する経験を組み込むよう配慮すること。

(略)

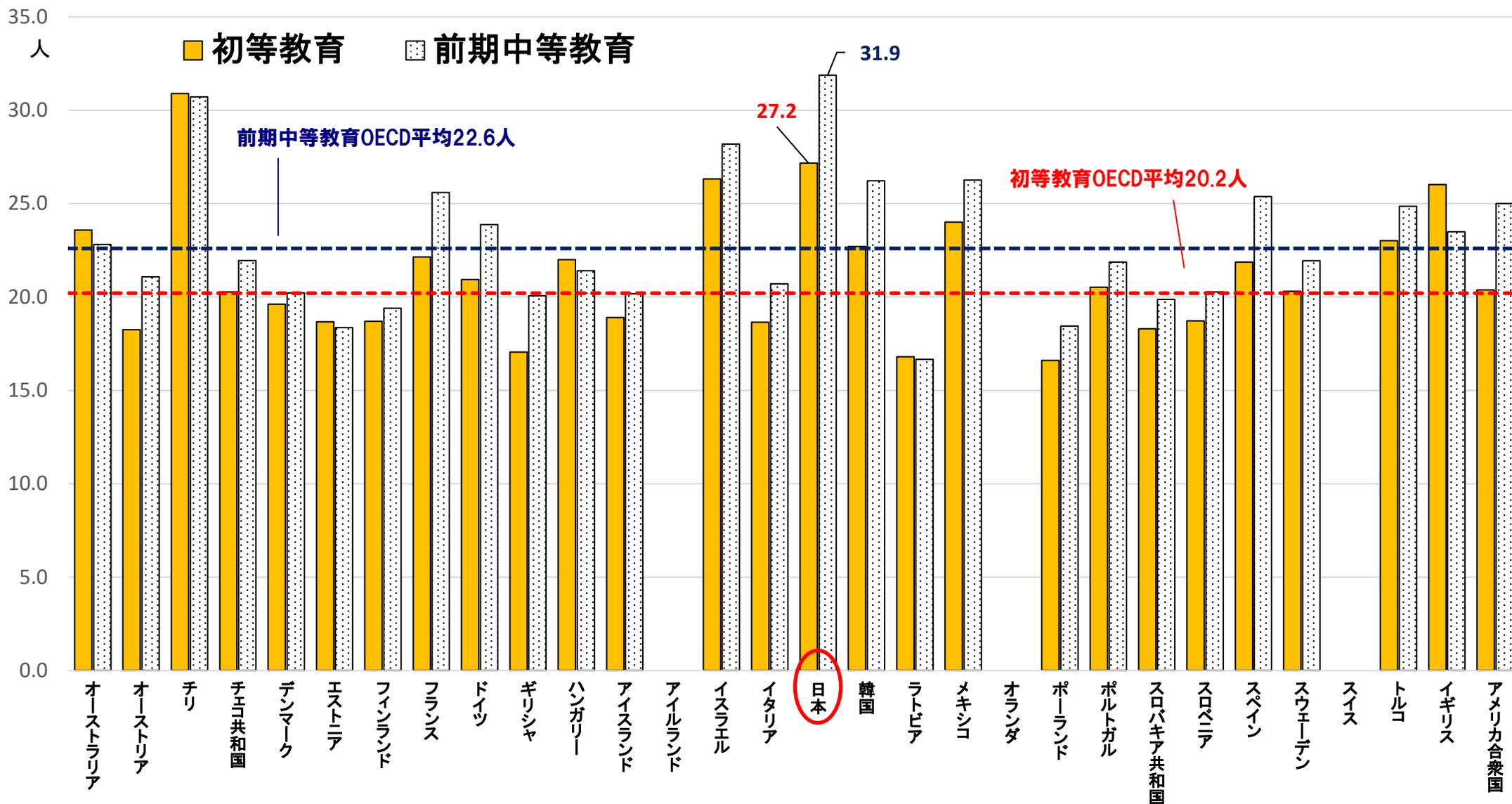
# 学級規模の基準 [国際比較]

(公立)

	学校種	学級編制基準	根拠法等	学級編制の決定権者	公立学校の設置者	給与負担者	教員の身分及び任命権者
アメリカ (ケンタッキー州の場合)	初等・中等学校 ※初等学校、中等学校の在学年数は州によって異なる	(上限) 就学前教育～第3学年 24人 第4学年 28人 第5～6学年 29人 第7～12学年 31人	ケンタッキー州教育法	学区教育委員会 (実質的には校長)	学区教育委員会	学区教育委員会 (財源は学区ごとに徴収する学校税と州からの補助金)	身分：地方公務員 任命権者：学区教育委員会
イギリス	小学校 中等学校	第1-2学年 30人 (上限) 第3-6学年 なし	教育水準・新学校法	学校理事会	地方教育当局 (LEA)	国	身分：公務員に準ずる
フランス	幼稚園・小学校(*1)  中等学校 前期・コレージュ(*2) 後期・リセ(*3)	なし (大学区視学官 (県レベルの国民教育省の出先機関) が毎年決定することとされており、全国的な編制基準は設けられていない)  なし (学級編制は各校の権限とされており、全国的な編制基準は設けられていない)	教育法典	初等：大学区視学官  中等：校長	市町村(*1)  県(*2) 地域圏(*3)	国	身分：国家公務員 任命権者：国
ドイツ (ノルライン・ヴェストファーレン州の場合)	基礎学校(*4) 中等教育 ハヴトシューレ(*5) ギムナジウム(*6)	(標準) (範囲) 第1-4学年 24人 18-30人 第5-10学年 24人 18-30人 第5-10学年 28人 26-30人	学校法第93条第2項の施行に関する省令	校長	市町村(*4) 市町村(*5) 郡(*6)	州	身分：州公務員 任命権者：州
韓国	初等学校 中学校 高等学校	なし (学校の学級数及び学級当たりの児童・生徒数は、教育監が定める) (例) 京畿道の編制基準 (標準) 初等学校：36人、中学校：39人  ※教育監は、広域市 (特別市含む) 及び道 (日本の県に相当) の教育行政機関の長	初等中等教育法施行令第51条	教育監	広域市 (特別市含む) 及び道	国	身分：国家公務員 任命権者：国 (教育人的資源部長官の委任で市・道教育庁が採用)
中国	小学校  初級中学 高級中学	(標準人数) 都市部 農村部 40~45人 適宜設定 45~50人 45~50人	教育部2002年6月26日付通知	主に県 (地方政府)	県	主に県	身分：公務員に準ずる 任命権者：地方政府
日本	小学校 中学校 高校	35人 (上限) 40人 (上限) 40人 (標準)	義務標準法 高校標準法	都道府県教育委員会の基準に従い、市町村教育委員会が学級を編制	市町村 都道府県	都道府県 (ただし、給与費の1/3を国が負担)	身分：地方公務員 任命権者：都道府県教育委員会 (指定都市にあっては指定都市教育委員会)

# 一学級当たり児童生徒数 [国際比較]

日本の学校における平均学級規模は、OECD平均よりも大きく、もっとも学級規模の大きい国の一つ。  
 (初等教育27.2人(OECD平均20.2人)、前期中等教育31.9人(OECD平均22.6人))

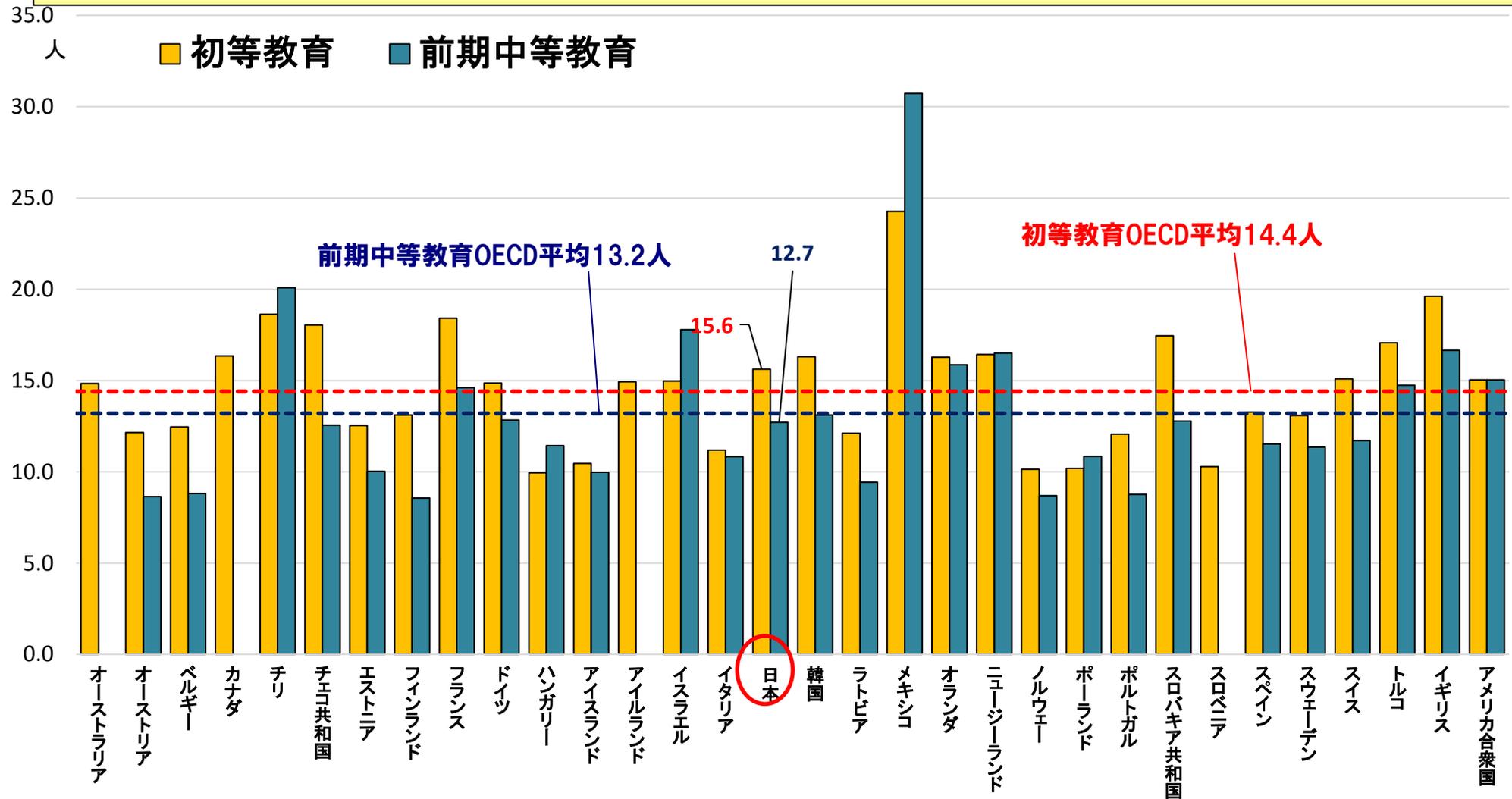


- ・ 本グラフの数値は、OECDが公表している数値を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。
- ・ 参照年は2020年(日本の参照年度は2019年度)。
- ・ 日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる

(出典)OECD stat.

# 教員一人当たり児童生徒数 [国際比較]

日本の学校における教員1人に対する児童生徒の数は、初等教育ではOECD平均より大きく、前期中等教育段階ではOECD平均よりやや低い。  
 (初等教育15.6人(OECD平均14.4人)、前期中等教育12.7人(OECD平均13.2人))



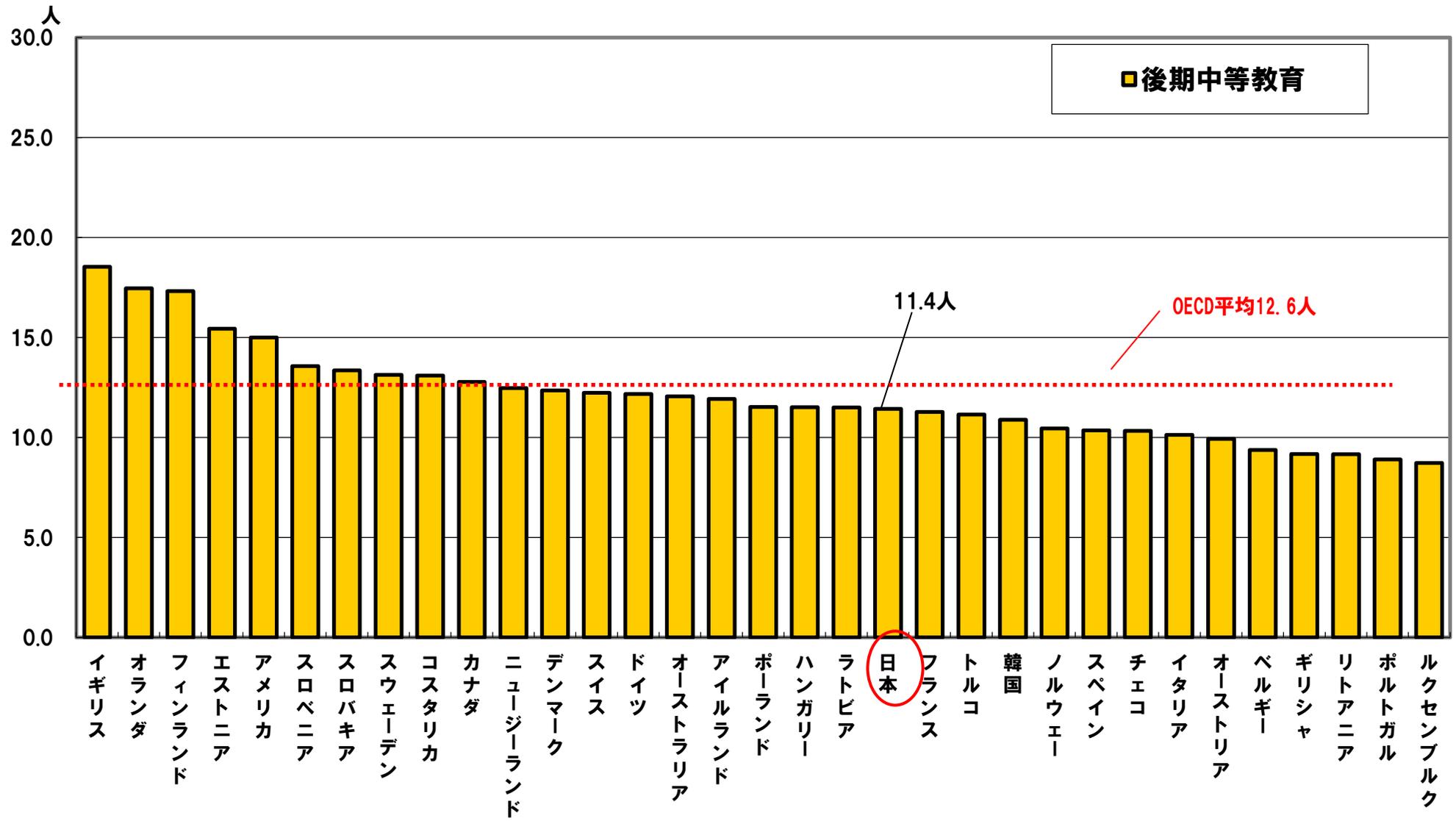
(注)

- 本グラフの数値は、OECDが公表している数値を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。
- 参照年は2020年(日本の参照年度は2019年度)。

(出典)OECD stat.

# 教員一人当たり児童生徒数 [後期中等教育段階（高校）国際比較]

国公立学校での教員1人当たり生徒数(2020年)は、後期中等教育段階において11.4人であり、OECD平均の12.6人を下回っている。

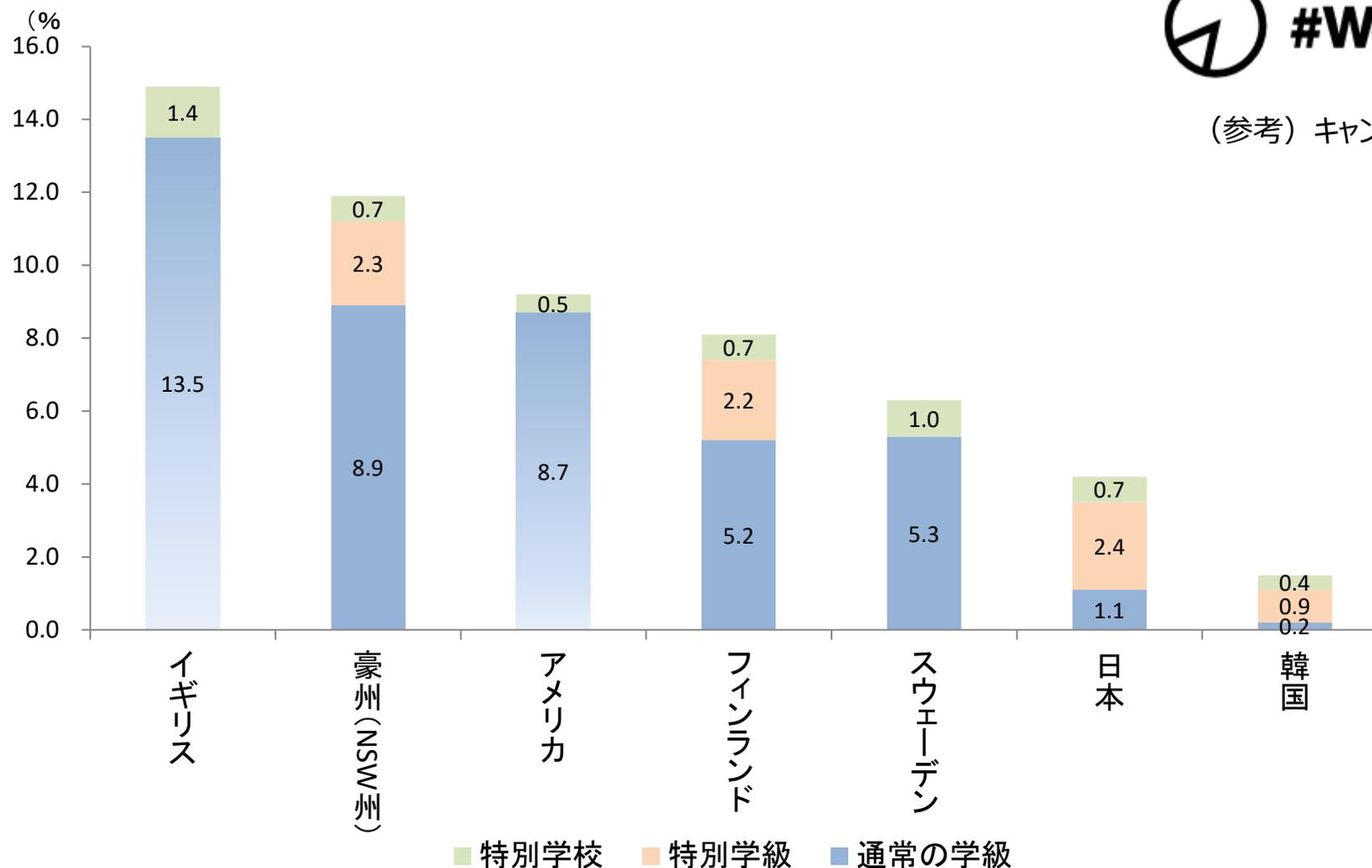


(注) 参照年は2020年(日本の参照年度は2019年度)。

(出典) OECD stat.

# 特別支援教育を受ける子供の割合に関する国際比較

- ◆ 日本における特別支援教育の対象となる子供の割合は、イギリスやアメリカより低い。
- ◆ 2020東京パラリンピック大会において、国際パラリンピック委員会等によって行われた“#WeThe15”キャンペーンによれば、何らかの障害のある者は全世界で12億人（全人口の15%）。



(参考) キャンペーンのロゴ

※「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向—令和元年度国別調査から—」(国立特別支援教育総合研究所)より。  
イギリスは2019年、豪州は2018年、アメリカは2016年、フィンランドは2018年、スウェーデンは2018/2019年、日本は2018年、韓国は2019年の統計情報。